

令和元年

# 大蔵村議会会議録

第4回定例会 12月5日 開会  
12月6日 閉会

大蔵村議会

令和元年12月5日（木曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録  
(第1日目)

---

令和元年12月5日(木曜日)

---

出席議員(10名)

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂 勇 一 君

---

議事日程 第1号

令和元年12月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

- ・台風19号における対応及び被害状況について
- ・委員会等報告について

第4 本期受理の請願

第2号（請願） 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

第3号（請願） 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願

第5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、年末の御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

向寒のみぎり、皆様には十分、御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番長南正一議員、1番斉藤光雄議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会を開催し、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日12月5日から12月6日までの2日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月5日から12月6日までの2日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。

諸報告に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい時期を迎えております。合わせたように2度目の雪が3日の午後から降り始めました。いよいよ冬が来たことを実感するきょうこのごろであります。けさは大蔵村全域で除雪車が出動し、除雪作業を行いました。今期も日本一の除雪完備の村を標榜し、村民の足を守ってまいります。よろしくお願いを申し上げます。

本日は、令和元年12月定例議会に御出席をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、足元の悪い中、議会傍聴にお越しいただきました婦人会の皆様方を初めとする村民の皆様方には心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、去る11月3日文化の日に举行されました村制施行130周年の記念式典と祝賀会は、若松副知事を初め多数の御来賓の皆様方や子供たちから高齢者までの大勢の村民の御出席をいただき、小さな村の大きな新しい出発を喜び、祝うことができました。その席上、私は大蔵村の礎を築いていただきました先人の皆様方に感謝と深甚なる敬意を申し上げ、あわせて先人の意思を受け継ぎ、この村を私たちが引き継いだときよりも損なうことなく、より偉大に、よりよく、そしてより美しくして、次の世代に引き継いでいくということをお誓い申し上げたところであります。

折しも令和元年に村制施行130周年、そしてこの来年度から始まる第4次の総合計画の策定中という節目の年の最終議会に8人の皆様方から一般質問をいただいております。これからの村政運営に当たり、大変に重要な案件でございますので、しっかりと議論をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

これから心せわしい年の暮れを迎えるわけでありましてけれども、皆様方の御多幸と御健勝を御祈念申し上げ、12月定例議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、先ほど申し上げました報告1号台風19号における対応及び被害状況についてということで報告をさせていただきます。

各地に大きな被害をもたらした台風19号は、11月13日の未明に本県に最も接近し、本村でも

公共土木施設等を中心に被害がありましたので、その対応と被害状況について御報告させていただきます。

本村では、12日土曜日でしたが、大雨注意報が発令された午後1時に危機管理室長と地域整備課長が登庁し警戒に当たり、さらに午後4時20分に管理職全員を招集し情報収集に当たったところであります。

私も、山形県町村会主催の研修会に出席のため9日から上京し、引き続き第25回全国棚田サミット出席のため山口県に出張する予定でありましたが、災害の発生が予想されたことから、急遽予定を変更し帰庁した後、午後5時に災害対策連絡本部を設置いたしました。気象予報から、夜になってから警報の発令が予想され、避難の必要性を感じましたので、午後6時に防災無線やエリアメールの配信により避難準備情報を発令、指定避難所4カ所を開設、あわせて緊急避難場所1カ所を開設したところであります。さらに、内水対策として予備的に作の巻地区への排水ポンプ車を配置いたしました。

村内の被害状況としては、農林関係では農業用水路の土砂による閉塞等22件で、被害額は約800万円となっております。いずれも村単独の小災害復旧事業として対応する予定であります。また、村道等公共土木施設では赤松滝の沢線の道路災害など6件で、被害額は約1億円となっており、間もなく公共土木施設災害復旧事業として国庫負担申請する予定であります。なお、これら災害への対応のため、10月25日付で専決処分として一般会計の補正予算を編成させていただきました。後ほど御報告をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

近年、猛烈な豪雨や台風による自然災害が多発しております。今後も備えと的確な判断により村民の方々の安全・安心の確保に全力を尽くしてまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、この災害でお亡くなりになられた方々の御冥福と被災されました皆様方の一日も早い復興をお祈り申し上げます、村長としての報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 本期受理の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、本期受理の請願に入ります。

本日まで受理した請願は、お手元に配付している請願の写しのとおりであります。

整理番号第2号（請願）次期食料・農業・農村基本計画に関する請願、整理番号第3号（請

願) 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願、以上、産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで8名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

きょうから12月定例会が始まります。きょうは8名の方の一般質問がありますが、傍聴される方には大変長時間となりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

私は、「中山間地域をどう守る」ということで質問をいたします。

これに関しては、大蔵村だけではなく、全国的に中山間地域の農業や集落の維持が大きな問題となっています。既に限界集落や自然消滅に直面している集落も出てきています。時代の流れと言えばそれまでですが、この問題は何年も前から全国の各市町村が抱える重大なことであり、私も議会において何回も質問し警鐘を鳴らしてきましたが、これといった具体策がないまま現在に至っています。

また、農政の取り組みや公共性にしても、中心部と中山間地には大きな格差があり、全くかけ離れているように見えます。このことは、議会を含めて行政の責任は非常に重いと思います。既に遅きに感じますが、このままの状態が続けば近い将来、自然に消滅する集落が必ず出てきます。自然消滅は誰の責任というものではなく、自分のことは自分でやれという考えからすれば当事者の責任は大きいこととなりますが、何の策も講じず、ただその時期が来るのをただ目をつぶっていれば、悩まず、経費もかからず、楽なことは確かですが、それでは行政の任務と人の道に背くこととなります。

簡単に計算できる問題ではありませんが、もう時間がありません。村長はこの問題に対してどのような考えで政策に取り組むのか、質問いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「中山間地域をどう守る」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

佐藤議員からは、昨年12月定例議会において限界集落についての質問をいただきました。そのときの答弁と重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

さて、全国的に人口減少が議論されている中、中山間地域の農業や集落維持が今後ますます困難になっていく、また、早急に効果があらわれる施策がないということ、そういった御意見については私も全く同感であります。しかし、行政側の国、県、村といたしましても、その時代に合った支援策を行ってきたことも御理解をお願いするものであります。

中山間地、それ以外の地域では、気候など自然環境も違いますし、人口も違います。村ではそういったことを考慮しながら、これまで地域に合った支援策を行ってまいりました。

まず、中山間地域の農業への支援策としましては、中山間地域等の直接支払、多面的機能支払制度を行っております。

さらに、「機械の更新をしたいが補助がない」という御意見をいただきました。これは、今までの国や県の補助金は大規模化に特化したものであって中山間地域で使える補助金が難しいということで、平成30年度から村単独で中山間地域等農業機械導入支援事業を創設いたしました。また、地区へは財政的な支援として地域活性化事業費補助や地区公民館等活動推進事業費補助等を行い、地域の活性化を期待しているところでもあります。

中山間地域農業の取り巻く現状は厳しく、特に棚田など貴重な遺産であることは認識しながらも、地域の少子高齢化、担い手不足と過疎化の進展により、地元民の不断の努力だけでは、維持保全することは極めて困難な状況がすぐそこまで来ているのが現実であります。だからこそ来年度開催の棚田サミットを契機にこうした状況を再認識し、全村挙げて棚田文化の継承、持続可能な中山間地域の農業を再考しなければという思いであります。

村主導の支援策では、地域の考えが反映されにくいいため、地域の住民の方々がどういう支援が真に必要なのか、意思疎通を図りながら地域と行政が一体となった施策が必要と考えているところです。地域に住む住民の方々の理解と協力、さらに住民の方々の意識の変化がなければ成功するものではないというふうに思っております。

この問題については、早急に解決できるものではなく、一つ一つ問題を洗い出し、繰り返しになりますが、地域住民と意見を出し合い、協力しながら問題解決に取り組みたいと考えておりますので、議員皆様方の御協力をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番(佐藤 勝君) 議長、質問の前にですけれども、その花をちょっとよけないと村長の顔が全然見えないので、花瓶が映っているような。ありがとうございました。全然真っ正面で見えないんだよ。済みません。

では、2問目の質問に入ります。

先ほど補助事業関係も詳しく答弁していただきましたけれども、その補助事業に関しては私も十分承知しております、この中山間地を守るという意味においても補助事業は大切ですが、きょうはそれはカットしまして別の問題を質問します。

それは、山間地では最も重要なやつでありまして、今現在お話ししている中山間地の直接支払制度のことです。過去4期にわたる直接支払制度は今年で終わります。来年からは5期目に入ります。この制度は、今までの制度では中山間地というか農業を守るためには最高の政策だったと思います。今までこれで幾ら役に立ったかわからないくらい頑張ってもらっています。もしそれがなかったら、もう既に集落農業、崩壊しているやつがいっぱいあったと思います。それだけ大切な制度でありがたい制度であります。

でも、この制度ももうこれから5期目に入ろうとしていますが、問題点が幾つか表面化しています。まず第1に、従来の制度では離農者や協定を結んでいる人たちの高齢化に従い、さらに協定を結ぶことに不安を感じている人が多くなっています。5年ということになっていますが、高齢化のために5年間維持することに責任を持ってないことや、もしも途中で脱落した場合、他の協定者に迷惑がかかることなど、現実に非常にもう大変な問題を抱えております。しかしながら、今まで過去4期20年受けた交付金をもとに計画的に農機具とか水路の管理、それから水路の補修、そういう事業をいっぱいやってきましたけれども、その支払いがまだまだ残っています。計画的にやっていますので、残っています。それ、もし今回協定は結べないとなった場合は、その支払いをどうするのか。また、耕作放棄地、そういうものの管理は誰がやるのか。それがなくなったら集落の援助もできない。どうするのか。これは本当に今直面している問題であります。今協定を結んでいる集落では、これらの問題点を何回となく、5期目に入るためにどうするべという事で何回も会議を行っていますが、解決策は一切まだ見つかっていません。

国では今年度から制度の見直しがあると言っていますが、その制度とは一体どのようなものなのか、役場の担当者に聞いたんですけれども、詳しい説明はまだ得られていません。ただ1回だけそれらしいチラシが配られました、それだけでは全く不十分であり、集落ごとの説明会が開催に対しての説明会が必要になると思いますが、村長はどう思うか、それ1つ。

過去にも、過去ですよ、今はいいですけども、過去、中山間制度ができたばかりのときでありますけれども、これは大変申し上げにくいんですけども、担当職員の認識不足が原因で全額返還という事態がありました。そういうことは絶対あってはならないことだと私は思います。

次、もしも協定を結べなくなった場合のことですけども、これは全く複雑な問題が発生します。それは農地の賃借、貸し借りに関することでありますけれども、今までは貸す人、借り人の合意によって成立していて、他町村に住んでいる人や離農した人たちの農地は協定を結んだ組合で管理をしていました。でも、協定が結べなくなった場合はそれもできなくなって放置するということになります。そうなれば農地の管理は本人同士の話し合いになりますが、廃業や高齢化のために、20年も前に農地を貸していたんですけども、それをもう返すと言われてもその管理は不可能です。また、借りていた人が貸した人へ返した場合、その場合はせっかく多額の経費をかけて基盤整備をやったわけですけども、その何割か、その分、今まで借りていた分を転作に回さなければならなくなるはずですよ。これは本当そうならば自分から転作、もったいない、だからまた借りたいという場合は、今までどおり貸してやっていて、その管理を中山間制度に任せてやるということだったんですけども、そうできなくなった場合は貸した本人だけの話で、管理も、例えば名前とか場所を使って平場のところを借りてきた場合、借りていってもう返すとやった場合、その管理を、その借りた人と貸す人の話し合いで管理されなければならないんです。それが果たしてできるかどうか。わざわざ平場から行って、例えば私は何もありませんか、滝の沢まで来て、平場から行って用水路を直したり畦畔を刈ったり、果たしてできるのか。できなければ、自分の田んぼをあれししなければならない、減反しなければならない。そういうことはどうなるのか。これも非常に大切な問題であります。そういうことで村長がちょっと考えていることがあれば答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 再質問に対しては、佐藤 勝議員が委員をやっていながら、なおかつ自分が地域の中心となっていていろいろな農業問題を進めてきた、その中で発生してきているいろいろな疑問あるいは課題についてこの場で今おっしゃっていただいたというふうに捉えてございます。

ただ、今までいろいろな補助事業を村としてはやっていただいている、村だけでなく、県、国もでありますけれども、そういった補助事業に対しては大切なことでありますし、ありがたいと思っているというふうな言葉をいただきました。そうしますと、やっぱり先ほど言ったよ

うに、何ら施策をしていないというふうなことではなくて、それなりにやっていたいでいる、いただいたんだよというふうなことで、お礼を言っていたいたというふうなこと、認めていただいたというふうに捉えてございます。ありがとうございます。

そのことをもって、そして一番問題なのは、中山間地の直接支払に対する今後の方向性なり、村としての対応はどうなるのかというふうなこと、1つはやはり高齢化が来ている中でなかなか農業を続けていけなくなるというふうなこと、そして5期目の内容すらもまだつかめていないということに不安を覚えているというふうなお話をいただきました。私としては、当然その内容がわかり次第、できるだけ早く、そして詳しく担当のほうに説明会を開いていただけるというふうなことは当然考えてございます。その説明会についてどうするというふうな質問があったので、それについてお答えをします。

それから、協定を結べなくなった場合について、農地の管理としてどうするというふうなこと、今のお話を聞いていますと、当然あれができなくなったらどうする、これができなくなったらどうするというふうなこと、不安はたくさんあると思いますけれども、それはやはりお互いの役場、行政側とそれから耕作者あるいはそれを取り巻く関係機関、そういった方々の中で話し合いを進めていかなければならないものだというふうに思っております。

なお、詳しくは担当の越後課長から答えていただきますけれども、私としてはそういったいろいろな中山間・山間地域の問題というのは確かに議員がおっしゃるように平場と大きな差がございます。農業経済も違います。そういったことで大変なことはあると思いますけれども、それなりに今までも手を尽くしてきたつもりでもございます。

それで、来年度の、前から言っておりますけれども、棚田サミット、第1回目の答弁でも申し上げましたけれども、私はそれを契機として何とか中山間・山間地域の農業の活性化を図ることができないかと。これは決して事業消化だけではなくて、そして口先だけでなく、いろいろな条件を変えていく、そういったことを導き出すきっかけになるものだというふうに思っております。

議員も御承知のとおり、これは5番目の質問の長南議員の棚田の保全にかかわることもございますけれども、重複してしまうんですけれども、今回、議員立法の中で令和元年度の中で棚田地域振興法というふうな法律が発令になりました。このことは今までの棚田のいろいろな活動が、全国的なことが認められて、いろいろな大変なことがあるものですから、そういったことに対して国として支援していこうというふうな非常にすばらしい法律でございます。といたしますのは、先ほど私が申し上げたとおり、内容については農林水産省の職員が恐らくしたため

たものだというふうに思うんですけれども、法律の趣旨としては議員立法というふうなことで、国会議員の先生方がみずから国土保全あるいは棚田を守るというふうな視点からこの法律をつくったということになります。そういったことで、棚田の及ぼす影響というのが国土保全にもつながるといふような観点からこういうふうなもののできたものというふうに私は理解してございます。

そういった中で、こういった法律ができて活動計画をつくって、そしてその集落の計画が認められますと、いろいろな各省庁の事業、43事業ですか、それが優先された措置が講じられることになります。つまり基盤整備なり用水路なりそういったもの、棚田にかかわるいろいろなことが、優先して事業を進めていくことができるということになります。それに付随していろいろな特典といいましょうか、言い方は変ですけども、加算というふうな形で今までいただいた補助金よりもさらに加算になったというふうな形の中でそれが実施されるようになります。

そういったこともやはり行政、大蔵村の役場の仕事としてだけじゃなくて、地元住民の方々と一緒になった計画を立てて実施していくことによって受けられる非常にメリットのある事業でございます。そのことをぜひ役場と地域と、そして関係機関と一緒にあって、今、佐藤 勝議員が心配しているそういうものを少しでも和らげるような、そんな対策ができていくんではないかなというふうに私なりに考えているところです。

あるいは、私は前の質問の中で四ヶ村集体落、一つとして考えてはどうかというふうな、佐藤勝議員からもおっしゃっていただいたんですけれども、私はそのことについては、いや、それは、コミュニティは、地域コミュニティはやはり4つの集落が一つ一つの自主性を持って取り組んでいただきたいというふうなことを申し上げました。ただし、この棚田を守るというふうな農業に関しては、4集落が一つになった形でやっていければ非常に効果が出てくるものですし、あるいは人を雇ったり、いろいろなことができるというふうなこともございます。事務的な処理ですね。そういうことも担当課長の口からお話があるかと思っておりますけれども、そういったいろいろな手だてを講じながら、何とかあの地域を盛り上げていきたいというふうに思っているところであります。長くなりました。

産業振興課長、越後課長、2つ目の質問、それについて課長の考えというところをお話いただければというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず、第5期の中山間直接支払の制度に関してですけれども、現在、令和2年度の第5期対策に関して現在までの、令和元年度までの第4期対策の最終評価

を今現在行っておりまして、5期対策の見直しが図られる制度が間もなく確定しつつあるというふうに思います。この制度の中身ですが、今村長のほうから話がありましたように、国の指定棚田の件があります。指定棚田地域活動加算というふうなものが新しく出ます。それから、集落機能強化や広域化といった加算、それからA I、いわゆるスマート農業、機械化ですね、の導入加算などが加わります。現実的には、6年から10年後を見据えた集落の将来像を見て取り組むというふうになっております。

一番最初に御指摘をいただいた5年間もたない場合にはどうするんだというふうなことでございますが、協定期間中の耕作放棄地が発生したとしても、農業生産活動が行われていた期間においては集落の多面的機能が発揮されていたと評価できることから、過去の取り組みまで否定するような遡及返還は適用しないというふうなことになっておりまして、原則廃止の方向で現在調整されているものというふうにちょっと考えております。

第5期対策、まだ国、県から正式な取り組みの方針は示されておりませんが、11月中旬に一応担当者会議というふうなものが招集されて概略だけの説明はいただいております。その概略によりますと、まず1つ大きいのは、現在まで4期目で基本交付金、10アール当たり2万1,000円というのがありましたけれども、これに先ほど言った棚田地域加算が加算されますので、これと同額がプラスになるというふうに積算をしているところでございます。

四ヶ村4地区で、後ほど長南議員からの質問もあろうかと思っておりますけれども、四ヶ村全体地域で満額取り組むというふうなことになるのと、5,000万円ぐらいのお金が四ヶ村地域に交付されるというふうに私のほうでは試算をしております。それで、議員おっしゃるとおり、お金はつくんだと思っております。ただし、地域で活動している人がいなくなるという事態になろうかと思っております。地域で活動する人がいないのに、お金をもらっても何もできないと、農地を守れないというふうな状況になるかと思っておりますけれども、そこにおいても先ほど村長が答弁したように、四ヶ村全体でその協定に取り組むというふうな集落機能の強化加算というふうなものも中山間地域の直接支払に新しく入ります。それで加算措置が大幅に大きくなりますので、先ほどの答弁のとおり、4集落が連携してやっていくことが大事なのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今、村長と課長からの今までにないぐらい前向きな答弁をいただきまして、できるだけじゃなく、必ず強力な役場、行政側の指導力をもってそれに向かって進んでいかなければならないと思っております。この指導力のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問です。これも中山間地を守るための秘策の一つなんですけれども、例の三和食品についてあれです。今回再誘致するときには時間や視察、検討を行った結果、この村の同事業は村の農業振興や雇用対策として有効であると我々が判断して誘致を行い、現在に至っていますが、果たして当初の計画となっているのか、また、実際、農業の振興に反映しているのか、まず伺います。

その用地を決定するに当たり、雇用人数は大体15人程度、本人の都合により短期間でも終了できること、中山間地域の農業の振興のために生産組織の育成や一般家庭で生産された余分な野菜や山菜の受け入れも役に立ったはずなんですけれども、果たして実態はどうなのか。時間もあれですから、手短にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からは村が誘致をした加工場、それについて所期の目標を達成しているのかと。何の事業でもそうですけれども、最初から100%を達成できる、そんな事業は私はないというふうに思います。特に行政がかかわる仕事の中でそういったことはあり得ないというふうに思っております。当然あってしかるべきなんですけれども、なかなかそれが伴わないというふうなことだと思います。でも、私はそれに甘んじておりません。まだまだこれから先は長いことですので、具体的なことについては課長から話していただきますけれども、村の農業振興に寄与する、しかも特に中山間地農業にというふうに私は申し上げました。それをこれからもしっかりと見据えながら、根気強くやってまいりたいというふうに思っています。

課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業課長。

○産業振興課長（越後 享君） この質問に関しては、ことしの6月でしたか、の議会のときも一般質問の中にありましたけれども、現在、三和食品の従業員に関しては20人前後、冬期間はもう少しふえるのかと思いますけれども、20人中、ことしの春先で約半分、9人ほどだったと思います、大蔵村出身の従業員がいます。それで、新卒者、専門学校、それから高卒の新卒も1人ずつの採用があるようでございます。

それから、中山間地域を含めた農業の受け皿というふうなことに关しましても、最初の主力の品目であったシソ巻きの部分に関して、そのシソの供給というふうなものから手始めに取り組もうというふうなことでやっております。沼の台地区、四ヶ村地区にもいろいろ話をしましたけれども、ことしは塩の方が一応通年を通して出荷をさせていただいております。それから、

山菜に関しては、春先の山菜の受け入れも結構あります。どうしても皆さんのほうから安いというふうな評価をいただいておりますけれども、三和食品では高いときは市場に出荷してくださいと。市場が安くなったときにうちのほうに持ってきてくださいというふうな話もあったようです。特にワラビなどは市場が安くなった時点で三和に出荷してくださいというふうな話もいただいておりますので、もっと出荷はしてほしいんですけれども、なかなかその栽培をしていただける方も高齢化によって少なくなっているというふうなことで、PRは今後もしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 実は先日、何のアポもとらないで私、直接、三和食品に出向いて行きました。本当は連絡して書類をそろえてもらっていただければ一番いいんだろうと思って行ったんですけれども、これは不思議なことに黙って行ったんですけれども、全ての書類がそろっていました。これは不思議なことだだと思います。数量データというものが出てきました。だから、今課長が説明してくれたことと同じようなことでありましたので、それはそれでいいんですけれども、今後のことなんですけれども、余り時間はなかったんですけれども、担当者、工場長かな、だと思えますけれども、担当者からこれからの会社の経営方針とか、出荷してくれる生産者への要望、また、生産者の考え方や生産物の取り扱いなどを話し合った結果、ある程度の収穫はあったなど私は自覚してきました。この中で、会社からの要望として、これはどこの会社でも同じなんですけれども、私もそう思いますけれども、生産物の安定した供給量ですね、定期的な。あるからいっぱいやる、ないからやらない、そういうのは会社が成り立たないので、その供給量の時期、また、品目、合わないものをつくってもだめだし、受け取ってもらえないものをつくってもだめだし、だから品目、こういうのがいいという説明が、6種類ぐらいかな、品目がありました。中山間地のつくれない品目もあったようです。

要は、その会社、生産者はつくっても売るところがないのはだめ、受け入れ側は欲しいんだけれども物がなくてだめ、それでは話し合えないですから、その真ん中で話し合って、我々はこのをつくるから、あなた受け取ってくれませんか。私はこのぐらい欲しいんだから、あなた方、つくってくれませんか、そういう契約とか、その話し合い、それが絶対必要なんです。この問題は生産者対会社だけじゃなく、その会社、それから生産者、それから行政、農協など、一体で組んでその安定した供給量、国のほうに出す、適地適作ということがありますけれども、そういうことをやらないと、ああ、きょうはいっぱいあるけれども、来週はゼロだ、あつちは欲しいけれども、今は何もない、いっぱいやったんだけれども安くてだめ、そんなこ

とをやっていたんではいつまでたってもだめなので、やっぱりそういうことをもっと真剣に村  
一体となって生産も含めて、行政だけでやれ、そういうのではなくて、農協も巻き込んで徹底  
的にやらなければ、やっぱりあの三和食品の会社も我々にとってはただの建物にしか見えなく  
なりますので、そういうことも含めて、時間もありませんので簡単に答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに今、佐藤議員がおっしゃったとおりだというふうに思っています。  
私もまずは村の中に生産組合なりそういったものをしっかりつくっていくことが重要だろうと  
いうことで、担当部署にも指示をしておりますけれども、担当部署もその要請に応じて四ヶ村  
あるいは中山間地域に出かけまして、そういった組織の何ですか、立ち上げに努力をしていま  
すけれども、なかなか農家の方々が乗ってきていただけないというふうなことが現実かと思  
います。それにはやはり、今おっしゃったように価格面でもそうですけれども、その支援体制な  
り、生産者を取り巻く会社、役場あるいは関係機関に一致した支援がなければだめだというふ  
うに考えています。やはり生産物をつくっただけでもだめですし、それを買うだけでもだめ  
ですし、その辺のところはもう1回最初から洗い出しをしながら、そして今非常にトマトの製品  
というんでしょうか、加工食品が好評を得てございます。皆さんも御存じのとおり、このたび  
の130年で使ったお土産品、ああいったものの中でどこで販売しているんだというふうなこと  
も聞かれたり、いろいろ食べてみて、大量生産でないものですから非常に品物がいいというふ  
うなことで評価をいただいているところでもあります。私のところにも直接買って食べたとい  
うふうな方、山形県ではございません、いろいろなところからそういったことも伺ってござい  
まして、非常にいい兆候だというふうに思っています。それをさらにこれから進んでいけるよ  
うに担当部署とお話をしながら、議員の皆様方にも御協力をお願いする場合もあるかもしれま  
せん。ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今までちょっと長く述べたんですけれども、いずれも中山間地だけじゃ  
なく、これからの農業に気を抜かないで力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 傍聴者の皆様、御苦労さまでございます。

私は2番目の一般質問をさせていただきます。

私はこの議会で2つの点で質問します。

まず第1は、住民目線での升玉小水力発電事業のメリットは何か、2つ目は高校卒業までの子供の医療費無料化を来年度から実施する決意のほどはどうかの2つについて、村長に見解を伺います。

まず1つ目ではありますが、小水力発電事業、大蔵村、工営エナジー、もがみ自然エネルギー、3者の出資による特定事業目的会社、SPCというらしいんですが、SPCが舂玉砂防堰堤を活用した小水力発電事業の準備を進めています。11月初めの時点での工事の進捗は50%程度で、来年8月にも発電を開始すると聞いております。東日本大震災やそれに起因して発生した福島第一原発の重大事故は未曾有の災害をもたらし、エネルギー政策の大転換を迫るものでした。再生可能エネルギーへの転換は、必要急務の課題であると私も十分に承知をしています。ただ、本水力発電事業が村民の福祉向上や村財源の安定的確保など、事業として村にどのくらいの経済効果をもたらすのかは必ずしも明らかではありません。この点を疑問視する住民もいらっしゃいます。事業費は約10億円、そのうち8億5,000円強が銀行団等からの借り入れです。SPCとしての年間収益は概算で1億円とされていますが、年間の返済金や管理諸経費等の経費を差し引いた、いわゆる資金繰りであるキャッシュフローや分配可能利益はどのように推移し、村の財源にどのくらいの金額として還元されることになるのでしょうか。概算を示していただきたいと思えます。

事業利益の還元というよりも、私から見ると固定資産税や法人住民税収入などによる村への貢献が実際のところでは主になるのではないかなというふうに思っております。ただ、これら固定資産税等の副次的な収入というのも事業採算性が見込めてこそ当てになるものだと思います。

平成28年3月、平成30年9月に一部改正されているのですが、大蔵村再生可能エネルギー導入促進事業基金条例が設置されました。基金の額は1億円となっています。今回のSPC会社の資本が比較的小資本のため、キャッシュフロー、資金繰り計算上、SPCの資金繰りが相当

厳しくなることを見越してこのような基金を設けたのではないかと推測しますが、将来、基金を通じた際限のない救済になるのではないかと懸念も生じます。村長の言う「事業利益還元による地域活性化」の具体的なもくろみについて、まず質問したいと思います。

2つ目は、少子化対策や貧困対策が叫ばれる中で、本村がいち早く中学校卒業までの子供の医療費無料化を実現したことは、小規模自治体ならではの先進の取り組みとして評価をするものであります。あわせて、今日では多くの自治体が子供の医療費無料化を拡大し、高校卒業までとしています。山形県内でも11月中旬時点では4市12町2村が外来、入院ともに高校卒業までの無料化を実施し、自治体の過半数に達しています。また、新たに今後実施を表明した自治体もあります。村長も高校卒業までの医療費無料化の拡大について、6月議会の場において前向きな答弁をされたと認識しております。現時点で、来年度からの実施を村長が決意していると受けとめてよろしいのでしょうか。質問したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「住民目線での升玉小水力発電事業のメリットは何か」と「高校卒業までの子供の医療費無料化を来年度から実施する決意のほどは」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

私は、小水力発電事業に取り組むに当たって、以前から御説明しているように大きく4点をその目的として捉えているところであります。中でも地球環境への貢献として、地球温暖化という今世界中で問題となっておりますリスクを次世代に残さない、そうしたメッセージを大蔵村から発することを重要視しております。しかしながら、住民の目線から考えれば、議員御発言のように、村に対してどのような経済的効果が生じるのかということが関心事ではないかと思えます。

私も、この発電事業を通じて地域の活性化を図るという強い意思で特定事業目的会社、いわゆるSPCを構成している各株主の方々と協議を行い、大蔵村の活性化に寄与していただく方向で話が進んでおります。

さて、議員からは、地域の活性化に寄与するための財源が毎年どのくらいの額になるのか、その概算を示していただきたいとお話をいただきました。現在のところ、発電所の稼働率が8割と仮定し、他の株主の配当を全て村の活性化事業に使うという前提では、固定買取価格制度期間中は年間700万円程度、5年ごとの大規模な修繕が行われる年については300万円程度になるものと想定しております。また、固定買取価格制度が終了した以降については、1,200万

円程度になるものと考えております。ただし、それぞれに配当を行うことになれば、その額の49%が持ち分になります。これは、大蔵村で出資している出資割合ということになります。

しかし、配当や地域貢献を行うためには、銀行団が定める借入金の返済能力を示すD S C Rが1.2以上で、配当、地域貢献費支払い後のD S C Rが1.15以上、元利償還金相当額と平均的な運転管理費用の6カ月分に相当する額を積み立てることなどの融資条件をクリアすることが必要となり、その期間が3年から5年必要というふうに考えております。また、固定資産税については、税法の定めるところにより事業の採算性にとらわれることなく納税しなければならないというものでございます。

さらに、議員からは、再生可能エネルギー導入促進事業基金を通じて、S P Cに対して際限がない救済につながるのではないかとの懸念が示されました。

この事業に伴う金融機関からの借り入れについては、以前から御説明しているように、プロジェクトファイナンスとして融資条件に定めている以外の保証はつけない形での融資を受けるものでございます。融資条件として、株主が発電開始時まで純資産として1億5,000万円を用意すること。これは、資本金8,000万円に加え、劣後融資7,000万円とすることで金融団とは合意しております。さらに、S P Cが資金的に立ち行かなくなった場合は、株主で最大1億円の追加サポートが求められます。つまり、最悪の状況になった場合、株主合計で2億5,000万円の純資産を用意することで合意していることから、理論的には議員御懸念の際限なく資金を提供して救済するという事はございません。

また、事業利益還元による地域活性化の具体的なもくろみについて御質問いただいております。このことにつきましては、法人の場合、本社所在地のある自治体への寄附が禁じられていることから、村が事業主体となっていて行っている事業そのものをS P Cが直接実施する方法と各地域や団体が行っている事業を村にかわってS P Cが支援する方法を基本に考え、現在協議を行っているところでございます。

具体的に言えば、どの事業をどのような形で行い、地域活性化につなげていくのかについては結論が出ておりませんが、例えば村が主体となっていて行っている学習教室事業や教育講演会事業などをS P Cが主催する方向、また、観光事業への支援などとともに、S P Cの政策として電気自動車充電施設整備やロードヒーティング実証実験などの生活環境整備、発電学習支援や発電公園整備などを中心に検討しているところでございます。

升玉水力発電所につきましては、来年8月の発電開始を目標に現在、鋭意工事が進められております。ことしは12月中旬まで現地で建設工事を行う予定であります。来年の3月中旬に再

度現地に入り、残りの沈砂池と余水吐の工事を行い、5月の連休過ぎから発電機など機械の設置工事を行う予定です。8月の発電開始後、発電に伴うデータを経済産業省に提出し、売電の認可を受け、売電することになりますが、事故なく完成するよう進捗管理を行ってまいりますので、議員皆様方には御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の「高校卒業までの子供の医療費無料化を来年度から実施する決意のほどは」との質問にお答えいたします。

議員御発言とおり、現在、山形県内で18市町村が高校生までの外来及び入院に対しての医療費無料化を実施しております。私も、6月定例村議会の一般質問に対する答弁の中で、医療費無料化の対象年齢引き上げについて発言をしております。

私は、令和2年4月から医療費無料化の対象を高校卒業までの子供に拡大したいとの決意でございます。その準備段階として、本定例村議会に子育て支援医療システム改修の業務委託料を一般会計補正予算に上程させていただいております。来年度当初から事業に取り組むためにも、早々に準備に取りかかる必要がございますので、議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） まず、小水力発電の件なんですけど、SPC会社を立ち上げてやっているわけなんですけど、私はこの事業のときに自然エネルギーを使うという意味では賛成だけれども、その間の資金繰りについて不安なので、それが明らかになるまでは賛成しかねるということで反対いたしました。そのときに銀行が今回の要求しているDSCR、どれだけ返済できるかという数字が1.2以上が原則必要だということで、それ、大丈夫なのかと聞いて、明確な答えが当時なかったと思うんですけど、それで大丈夫だということでこういうふうになっているんですけども、年間の元利合計の毎年の返済額、銀行への返済額は幾らかということと、あと雇用人数は何人を予定しているのかということとをまずお聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このDSCRの件について、いわゆる返済能力のことですけれども、そういうことについては当然専門的な知識が必要ですし、私ではなく副村長にその答弁をさせます。ということは、この発電事業に関しては、立ち上げ当初から副村長を筆頭としてその事業を進めるというふうに私は公言してございました。そして、大蔵村としての代表、社長としては私の名前が上がっておりますけれども、それは取締役としての大蔵村としての対応というふうなことで、同じ取締役員に副村長も入っております。そういったことで担当者とい

うふうなことで今の件について説明をさせたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

一応借り入れについては山形県の中小企業振興資金ということで3年間の利子補給、それで受給7年、1年返済の17年返済ということで確定しています。ただ、融資額がまだ確定してございません。ということは、銀行のほうでは事業資金として7億7,500万円、あと消費税分としてその10%分、7,750万円、ここを限度として貸しますよということで融資確約書をいただいております。ただ、事業、今継続中ですので、幾ら借りるのかというのはまだ今銀行のほうとやりとりをしてございますので、毎年の返済額というものはまだ確定していない。ただ、この最高をいただいた場合、8億5,250万円を最高で借りた場合も17年間の均等割と。それで、利子については今年度の利率については1.3%でございますので、そういったことで返済になるということでございます。

あと、雇用人数のお尋ねでございますけれども、水力発電所は雇用、人は要らないんです、実際のところ。ただ、電気保安の資格を持っている方、あとダムと水路の管理をする資格を持っている方、これは常用ではなくていいんです。そういったことでそういった方々の委託ということでは考えてございますけれども、直接SPCが人を雇うということはございません。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之議員。

○3番（佐藤雅之君） 発電開始後3年から5年の間がやはり資金繰りが大変苦しくなるころだと思っております。そういうことで資金繰り制度を導入したということで、村長の答弁ですと資本金は8,000万円、税制上のいろいろなメリットということでいろいろ経過はありましたが、8,000万円で1億円を切ったというふうに記憶していますが、あとそれ以外に別の融資で7,000万円、それにプラスして株主で最大1億円の追加サポートが求められていると言っておりますが、これについては議会に追加サポートの件については報告があったんでしょうか。私はちょっとこれについては、資本金の額についての変動はありましたが、最終的には2億5,000万円の純資産が必要だという、それを確保するという答弁になっているんですが、株主合計で2億5,000万円、これは株主合計ですから村だけではないんですが、実際は2億5,000万円の純資産を計上するという報告というのはあったんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） この1億円の追加サポートでございますけれども、今これについてもタウンシート上でやりとりをしています。ということは、1億円というのはちょっと多いんじゃないかということを私どもは言っています。そういったことでまだ確定したものではありませんので、議会のほうに対しましてはその件についてはまだ正確には話はしてございません。最高で1億円の追加サポートと今出ているんですが、一応銀行のほうとしてはこういったプロジェクトファイナンスの場合ですと、借入金と純資産の割合70対30というのを求められています。ただ、今のところ私どもは85対15ということで1億5,000万円の純資産ということで、自己資本ということで交渉しています。それを今、銀行のほうとしては、いや、70対30だよというふうなやり方をやっているものですから、70対30という3億円が必要だと言っています。ただ、今のところ75対25で何とかならないかとか、80対20にするべきだとかいろいろなことをやっていますので、そういったはっきり決まったことではないものですから、最大でもただ、今のところ1億円の追加サポートは必要ですよと銀行のほうから言われているということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 答弁を見ると、その1億円の追加サポートに見合うような形で基金の額が今1億円積まれる形になって、基金条例があるわけですが、今の話だと純資産の部に最大で株主合計で2億5,000万円の資金が必要だと言うんですが、基金条例を見ますとこれはあくまでも貸し付けであって、会社から見れば大蔵村からの基金というのはいわゆる負債の部に入る貸付金に当たると思うんですが、これを基金として貸与する、貸し付けると言いながら、他方では純資産のほうでの最大限2億5,000万円というふうに入れ込んでいるのは、ちょっと矛盾ではないかと思うんですが。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 銀行のほうから言わせますと、別の融資というのは自分たちの貸し付けがなくなると返済にならないものですから、それについては銀行のほうの捉え方としては資本金というような形で捉えるというふうなことでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 別の融資は、それではそれでいいですが、今の基金条例で定めているエネルギー導入促進事業基金条例を見ますと、これ、第2条で1億円を基金の額に充てているわけですが、第5条では事業資金の貸与となっているわけですね。それで返還は当然前提としているわけです。ということは、全体像として見れば、SPC会社にとっては単にここからお金

を借りれば負債扱いをするべきであって、純資産のほうで持っているというふうに見るというのは、これは村からお金を貸しているのにあたかもSPCの財産のようになってしまっているというのは、そごがあるんじゃないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 村からのものはあくまでも貸し付けでございます。それでは純資産になるのは銀行の捉え方でそういうふうに別の融資でなら、本当は株主資本でございますので、資本金として積み立ててくださいよというのは銀行のほうの要望でございますけれども、そうしますと中小企業のそういったものの特典が受けられなくなるものですから、それについては銀行の言うところの純資産という扱いになる別の融資でお願いしますと言われていました。

それで、議員が御心配されている立ち行かなくなった場合の、貸し付けているのに戻ってこないということになるんじゃないかと。それは、そういった場合はまた議会の議決が必要でございます。私どもは貸し付けているわけで、村の資本でございますので、そういったものが今度返ってこない、例えばですよ、そんなことはないということでは進んでいますので、例えばそれが返ってこなくなれば、村の債権を放棄することになりますので、それは議会の議決行為でございますので、そういったときにはまた議会の皆さんにお話をさせていただいて、議会の議決を得て債権を放棄するというふうな形になります。ただ、今の現在でそういったことを想定していませんので、そういったことでもよろしく御理解をいただければというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私も自然エネルギーの事業、これは成功させていきたいという立場は変わりないんですが、振り返ってみますと、私が議員になる前、平成26年の6月議会だったと思うんですが、八鍬信一議員がこの事業について質問をして、村長も前向きにやるというふうに答えていたんですが、そのときの国か県の試算ですと、当初3億5,000万円ぐらいの、あくまでも概算でしたけれども、3億5,000万円程度の総事業費で1,370戸ぐらいの電気を賄えるのではないかとというふうに想定して始まったと思うんですが、その後いろいろな込み込みで15億円、16億円の事業費になって、それから水の充用の問題で今の大体、総事業費10億円となっているんですが、村長の当初描いていたものこの事業費の兼ね合いというのが相当、3倍ぐらいはいかないでしょうかけれども、かなり膨らんでいると思うんですが、その点は事業決断に当たって懸念はされなかったんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それは、今だから佐藤議員もそういうことを言えるというふうに思っています。なぜかという、今ここ10年ぐらいの中にいろいろな公共事業、各市町村でやっていますけれども、主にそういった施設の場合でもそうですけれども、大幅にやっぱり労働者の単価が上がっている、資材が上がっていると。そういうふうなことでそういうふうな結果が出てきたというふうに思っています。

ですから、私は一つこの大きな目的、例えばこれは最初に言うべきだったと思うんですけども、いろいろな事業をする際に、山形県35ある自治体もそうでしょうけれども、単に大蔵村だけの今までのいろいろな長年の歴史を見てきても、もうけといいましょうか、言葉的には余りふさわしくないんですけども、利潤を追求するような事業は今までかつてやったことはございません。やはりこれもこれからの自治体として私は必要な部門だというふうにして捉えてございます。なぜかという、いろいろなことをやるには全て財源が必要でございます。自主財源を求めて村がそれぞれ努力するということが非常に大事なことだというふうに私は捉えてございます。そういった中で、失敗するというのを恐れるのではなくて、むしろ今も世界的に、先ほども申しあげましたけれども、脱炭素、それから脱原発というふうなことの中でいろいろなことが言われている、それをお金にははかり知れないぐらいのPR効果はありますし、実質効果も出てくるというふうに私は思っております。

そういった中で、こんな小さな村がそういったことに取り組めるというふうな環境にあるということもしっかり私は内外にPRをしていきたい、そしてこれをぜひ肘折の観光、四ヶ村の観光、そしてこの平場の清水城址の観光、そして中山間の発電というふうな形の中で利益として回って、サイクルして、取り組んでいければというふうな大きな目的があったものですから、これをぜひやらなくてはいけないというふうな強い思いで、少しぐらいそういった形の中で計画に変動はあろうともやっていきたいというふうに思っています。

一番の誤差としては、実際に計画に入ってから水の量を確認したつもりだったんですけども、いろいろな資料を見るにつけ、その水の量が不確定、一定的でないというふうなことがわかったものですから、当初の計画の半分になってしまいましたけれども、私は安全性を選んでそういうふうなことで取り組んだところでございました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 本当に資金繰りも含めてまず成功させていただきたいなというふうに思っています。

また、あわせて発電機については来年の春に導入ということなんですが、これはヨーロッパ

製というふうに聞いているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） ただいまの発電機ではなくて水車については、チェコスロバキアのもので。確かに日本でもつくっています。日本工営でもつくっていますけれども、一応やはり人件費的に相当高くなるということで、一応、日本工営バージョンとしてそれをチェコスロバキアに持って行って、設計は日本工営でやっていますけれども、それをチェコスロバキアでつくって、それで持ってくるというふうなことで、今、福島の花巻のほう、そちらのほうにもう入ってまして、来年の連休過ぎにこちらに持ってくるということでございますので、そういったときにはぜひ、もうつけてしまうと見ることができないものですから、そういったことで日にちを決めて皆さんに見ていただく機会を設けたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 発電機ではなくて、そうですね、水車の部分ですね。ちょっと懸念するのは、日本でつくとコストが高いというような一方でコストということがあるんですが、仮に壊れた場合にその間操業が停止してしまう場合もあると思うんですね。そのときに調達、今現在もチェコスロバキアですか、ヨーロッパからの調達に1年ぐらにかかる場合もあるなんていうふうに聞いているんですが、そういった場合についてはどういう形でその事業損失などをカバーするつもりでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 一応、水車の部品につきましては、壊れるというんじゃなくて摩耗する部分というのは決まっているものですから、それについては予備のものはきちっと当初から置いておきます。必ず本体の損傷を防ぐために弱くつくっている、いわゆるトラクターでいうと除雪機の安全ピンみたいなものがあるんですけども、そういったものが必ずありますので、そういった部品についてはきちっと確保しておくというふうな形でございます。

あと、何かの拍子に発電を長期にとめなければならない場合については、これについては資金繰りの関係もございまして、きちっと保険のほうで対応できるような、そういった保険がありますので、そういった保険に加入して、事故の場合、あと故障の場合、あといろいろな自然災害がございまして、そういったこともあわせて保険に入ってそちらのほうをカバーすると。発電ができなかったのも保険で対応するというふうなことでございます。それとほぼ水力発電会社があって、そういった保険に入って動きますので、村のこちらのほうのSPCとして

もそういった対応をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 来年の8月から始まるという中で、資金も当然動くところがあってなかなか議会に確定的な数字が上げられないという部分もあるのかもしれませんが、とりわけ議員もそうでしょうけれども、一般住民も含めて、収益については割と概算で1億円という収入の部分だけは出るんですが、一体どこまでその経費がかかって、資金繰りがどうなのかについてはもちろん細かい専門的なところもあると思うんですが、そういった数字をもう少し明らかにして、これが可能なかどうかというのを議会も含めて引き続き明らかにしていただきたいと思います。1つ目はこれで終わります

2つ目は、子供の医療費無料化の高校卒業までということで、大蔵村は早い段階で中学校卒業まで医療費の無料化を実現したということで大変、村長自身もそれを一つの政策の自慢というか、目玉にしているわけでありますが、その一方で、今言われたように高校卒業までということが社会的に言われて、山形県でも過半数の自治体がもう高校まで無料化をやっているということで、地方自治体としてのいち早い優位性が総体的に弱まってしまった部分もあると思います。もちろん自治体間でそうやるのがどうかと、国が本来やるべきではないかという村長の考え方もわかりますが、今この段階で高校卒業まで医療費を無料化にする決意をした気持ちをお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、大蔵村の一番の課題として皆さんはいろいろとおっしゃいますけれども、人口減少、少子高齢化というふうなことがございます。これを少しでもやっぱり改善したいというふうなこと、それには何といてもやっぱり生まれてくるお子さんの数を少しでもふやしていかなければならないということが命題がございました。いつも私は話の中で少子化対策あるいは人口増に対する特効薬はないというふうにお答えしてございます。これは決して消極的な、あるいは取り組まないというふうなことではなくて、実際がそうであるから真実を申し上げているところであります。

では、それに対して何が特効薬ではないですけれども、そういったものを少しでも緩和することができるのかという、私はいろいろなそういった子育て支援に対する支援あるいは定住あるいは医療支援、そういったもの、今大蔵村でやっている全ての事業をうまく組み合わせていくこと、これがやはり後々にポディーブローのような形でじわっと効いてくるんだらうなと

いうふうに思っています。そういった意味で特効薬がないというふうなことでございます。

そういった中で、今申し上げましたとおり、まずは子育て支援が緊急を要するというふうなことで、少しでも今の働いている世代の保護者の皆様方のそういった負担を少なくして子育て支援を頑張りたいというふうな思いでやっていました。それが中学校までであり、そして今度は少し遅くなったという感は今、佐藤議員がおっしゃいましたけれども、そのほかのことをやはりやっていたというふうに御理解をいただきたいと思います。1つのものだけをきわめるのではなくて、やはりある程度平均していろいろな部門をやっていかないと相乗効果が発揮してこないというふうな観点から、私はそんな政策をやっているところであります。

そういうことで、今回は少し18市町村というふうなことになりましたけれども、6月定例議会で申し上げたとおり、検討した結果、こういうふうな形で来年度4月から当初から事前に事業委託費というふうなことで今回の補正予算というふうなことでお話ししてございますので、ぜひ御承認いただければというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 大きな流れの中で、特効薬がない中で村長が決断されたことは大変すばらしい決断だというふうに思います。子育て支援ということは本当にいろいろな形で課題があります。少子化の問題というものにどう取り組んでいるかというのは、議員も含めて大変重要な課題なわけですが、大蔵村としてもこういった側面から来年度からではあります前進するような形になったということは大変よかったと思いますので、この間の6月議会では検討という話だったので、それが最終的にどうなるのかというのを確認の意味で質問させていただきました。以上です。

以上で終わります。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） 今回私は、安心安全な村づくりのために、1番目として地区防犯灯の経費負担について、2、防犯カメラの設置について、3、升玉水力発電について、村長に伺います。

村長は、昨年6月の一般質問で「生活の質的向上、真の豊かさを求める」という村政運営での目標を達成するため、4選を目指す覚悟を固めたと答弁しています。「安心安全な村づくり」は、自身の選挙用チラシや今年度の村政運営の基本的な考えの重点項目にも載っています。「生活の質的向上、真の豊かさを求める」ことは「安心安全な村づくり」の中にあると理解す

るが、村長がよく口にする「安心安全な村づくり」とはどのようなものか、まず伺います。

安心安全な村づくりのために、まず防犯灯のLED化事業終了で電気料金が削減になった。地区の電気料金を村で負担することはできないか。また、防犯灯と防犯灯の距離があり、LED照明でも明るくなっていないところもある。地区の要望等があったはず。防犯灯を増設することはできなかったのか。

次に、防犯カメラの設置について、犯罪の少ない当村であっても防犯カメラを設置して犯罪を起こしにくい環境を整備することが安心安全な施設管理であると考えているが、村内公共施設に設置はされているのか。

最後に、升玉水力発電所、電力供給について、升玉水力発電で発電された電気は固定価格買取制度に基づき電気事業者に売電する計画であるが、自然災害等の影響で東北電力より一時的に村内に電気が供給されなくなった場合、升玉水力発電所より村内各家庭に電気を一時的に供給することはできないのか。このようなシステムは必要であると思うが。また、2020年稼働と村広報にも掲載しているおくれは大丈夫か。

以上、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「安心安全な村づくりのために」という加藤議員の質問にお答えいたします。

加藤議員からは、私の考える「安全安心な村づくり」とはどのようなものかというお尋ねをいただきました。私は、人命尊重を最優先することだというふうに思っております。その上で、産業の振興や人材の育成を図り、村民の幸せを願い、福祉の充実した暮らしやすい村づくりを目指すということでもあります。そういったことが、生活の質的向上、真の豊かさを求めることにつながるものと思っております。そのために、災害の危険箇所を把握し、災害の発生の未然防止に意を配しております。しかし、全てのことを村でできるわけではございませんので、国や県の力をおかりすべく要望活動にも精力的に取り組んでいるのが実態でございます。なお、具体的な考え方については、今年度の施政方針で申し上げたとおりでございます。

さて、地区防犯灯の経費負担についての御質問でございますが、地区によっては戸数の減少が進み、地区を支える維持費の負担が大変重くなってきているという現状を踏まえ、平成30年度から大蔵村防犯灯LED化推進事業を実施し、防犯灯の電気料や修繕に係る維持費の削減を図ってまいりました。これにより、電気料の負担はかなり抑えられていると報告を受けており

ます。加えて、大蔵村地区公民館等活動費推進事業により、毎年各地区に19万円から21万円を交付し、地域活動の一部に充てていただいております。また、大蔵村地域活性化推進事業により、公民館の大規模修繕などの折にも助成をしているところであります。これらの各施策の展開により、今のところ防犯灯の経費負担を村で行うことは考えおりません。安心安全な村づくりも行政と村民の協働とコミュニティーの醸成といった観点を基軸にしながら進めてまいりたいと思っております。

後から説明しますが、このLED化によって各集落においては防犯灯の電気料が半分以上に落ちております。このことは、つまり事業の実施によって各集落に半分の電気料を補助したと同じ考え方だというふうに私は思っております。そういったことでこういった答弁をさせていただいております。

また、今般の防犯灯LED化推進事業では、地区負担がふえることに加え、できるだけ早く全村のLED化を推進したいという思いから、増設は対象から外させていただいたところがございます。なお、防犯灯の増設に関しましては、今までどおり要望がございましたらこれから計画的に増設の対応をさせていただきます。

次に、2点目の「防犯カメラの設置について」の質問ですが、村の公共施設は、大蔵小学校と大蔵中学校には防犯カメラを設置しておりますが、ほかの施設については警備会社に警備を委託しているのみでカメラは設置してございません。役場の場合は、玄関脇の銀行のATMにカメラが設置されております。また、個人や民間の設置状況は把握していないのが現状であります。巧妙で凶悪な犯罪なども全国で発生しておりますので、今後、関係機関と連携をしながらいろいろ検討していきたいというふうに思っているところであります。

次に、升玉水力発電についてお答えをいたします。

議員からは、升玉水力発電所を活用し、災害等による停電が発生した場合、村内の各家庭に電気を供給することができないのか、こうしたシステムを構築することも安心安全な村づくりのために必要という御意見をいただきました。

私も、村が関与した発電所ができるので、ぜひそのようなシステムを導入したいとの思いで、今でも思っているところでございますが、発電所が立地する全国各地の自治体でも同じような声が多く出されております。

しかし、現在は電気事業法の関係で系統連係として既存の電線につなげる場合、停電が発生した場合は発電を停止しなければならないことになっており、升玉水力発電所についても停電時は自動で発電が停止する仕組みとなっております。これは、事故が起きている場所も確認し

ない中で送電をすることによって、また別の事故が、そういった可能性を防ぐためのものだというふうに聞いてございます。

また、電力の地産地消を容易とするため自前で電線を新設する方法もありますが、設備投資に多額の費用を要すること、さらに発電に当たっては需要と供給のバランスを保つ必要があることなどから、今のところは現実的ではないものというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、議員のような御意見は全国各地でも出されております。今後、こうした方々とともに法律の改正や技術開発への支援などに向けた取り組みをしっかりと行っていくことも必要と考えます。議員皆様方にも御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、2020年の稼働に向け、建設工事に当たっていただいておりますので、想定外の大規模災害などが無い限り、2020年中の稼働ができるものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 持ち時間が30分ですので、まずスピーディーにいきたいと思います。

先ほど村長の安心安全な村づくりについてお聞きしましたが、それについては私は何も言える立場ではございませんので、LED化のほうに行きたいと思います。LED化事業については、平成26年、平成29年に一旦すぐ終わり、その答弁、約束どおり実行していただきましたので評価したいと思います。確かにLED化により地区の防犯灯の電気料金が半分以下になったと聞いております。今回、村長の答弁で経費負担はできないということなんですけれども、答弁の中にはありましたが、地域の戸数の減少、それ等に伴い高齢者の世帯やひとり暮らしの増加などによって、地区の経費の負担の割合が多くなっているんですね。同地区でも大蔵村の公民館の何だっけ、推進補助事業ですか、それを毎年いただいて使っているわけなんですけれども、それでも地区の行事を地区扱い、廃止というような行事も出てきております。村で負担はしないということですが、地区によってはまず大きな負担になっているとも言えます。再度、

村負担での検討を村長にお願いしたいと思います。

あと、平成26年度のときに蓄電池式の防犯灯という検討ということもありましたが、私はその段階で大変すばらしいなと思って、停電になってもランプがついて、もし災害が起きたら道路だけでも電気がついていれば誘導灯、誘導するのに大変便利というのものもあるんじゃないかなと思ってたんですけども、肘折では非常に旅館にお客さんがいる、そういうのも考えると大変いいことだなと思ってたんですけども、何か今回の答弁ではその辺が全然出てきていませんし、検討だけといいますか、もうなくなってしまったのでしょうか。まずこの辺を最初に村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 繰り返しになるかもしれませんが、このLED化の事業、本来は多額の経費、財源を必要とするために3年間計画でやろうとしたところで、ところが事業がはかいったことと、思ったよりも経費的にその体力的に諸経費、まず機械を購入するのと、それから設置をするその工事チームを全て村負担でということで、各集落については負担をお願いしないでやったわけであります。

そういったことで、まずは村の全体の流れといいたいでしょうか、経過を報告したいというふうに思います。今申し上げたとおり、平成30年から令和元年というふうなこと、2年間になりました。本来は3年間の予定で、大蔵村には27集落がございます。そして、防犯灯と水銀灯を合わせて今回交換したのが約500基でございます。金額にして総予算2,000万円を使ってございます。

ただ、1回目の答弁で申し上げたとおり、非常に高額な事業であったという割に私は非常に効果が高い事業だったというふうに思っています。その後からのいわゆるメンテナンス、それから電気料、それから防犯灯の寿命があれ以上に長くなるというふうなことも大変いいことだらけだったというふうに思っています。

このように貴重な皆様方からの税金あるいはそういった国からの交付金あるいは交付税、補助金で行う事業については、いずれも何といいたいでしょうか、貴重に大事に使っていく、そんなことが必要なのかなというふうに思います。まさしくそれにマッチした事業だったというふうに思っています。そういったことで、先ほども申し上げましたけれども、2分の1以下になったということは、個数は結果という中にあっても十分対応できる金額になっているのかなと思っています。

それから、これも申し上げたことでありますけれども、今も議員からお話ございました。

各集落においては19万円から21万円を交付していると。これは地区公民館活動もありますけれども、そのほかにもその集落として必要とする経費を何とか補填したいというふうな村の思い、そしてその要望については、座談会に私がお邪魔したときにそういった各コミュニティーセンターあるいは公民館での灯油代、いわゆる暖房光熱費さえもままならないというふうな切実な要望の中から何とか村として何かをしないといけないんじゃないかなというふうな思いでそういうふうな制度をつくったところでありました。そういったこともありまして、また、公民館の修理、そういったものについてまた別件で補助をしてございますので、いろいろな観点から考えれば以前よりは格段にそういったことが改善をされているのではないかなというふうに考えているところでございます。

先ほどもいろいろな事業についての割合的な予算の配分もございました。そういったことで、優劣の順位をつけながら、特に命にかかわることは何としても最優先でやっていかなければならないということ、そういうことも多々出てきております。そういうことの中で村全体を把握した中で予算化をしていかななくてはいけないということですので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 私、蓄電池方式のことも言ったと思うのですが一緒にいいですか。増設も私、通告を出していると思うんですけども、これに対してはただ、今回の事業から対象させていただいたということなんですけれども、LED化になってもやっぱり暗いところがあるんだよね、まだね。やっぱり以前と変わらない、暗いところは暗くて、前からその辺は何度も要望しているんです。私の地区でも何カ所もあり、以前から要望しているんですけども、ほかの地区にもあると思うんですけども、その要望について今後どのように対応していくのか、増設のスケジュールとか順番等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、最初に1点目で質問のあった蓄電池のそういった街灯の件というふうなこと、各集落においてはそういうふうなこと、私はやるというふうに言ったちょっと覚悟的にはないんですけども……（「26年の答弁に検討するということで出てきている」の声あり）勘違いしたのかもしれませんが、私は小学校とかそういった避難場所についてのそういったことは今現在でもやっていますし、再生可能エネルギーの中で太陽光パネル、そういうものもやっていますし、それから今度はやはり温泉街的なところで肘折の生涯学習センターというふうなことでやりましたし、そのほかに防災センターというふうな新しい学校と

いうことで建物も建てました。そういうところについては考えていかなければならないというふうなことを申した記憶はあるんですけども、各集落全てについてそういったものやっっていくというふうに言った覚えは私はありません。

ですから、何か両方との思い違いだったのかなというふうなこともありますので、もう1回確認をしてみたいというふうに思います。これはいずれかの議会の皆さんがいらっしゃるときに、例えば全協とかそういうときにもお話を申し上げたいというふうに思います。それで御勘弁をお願いします。

それから、各地区からの増設要望、それについては今までどおり年間計画で何基というふうな形で対応して、もちろん工事費も何というんでしょうか、器具代も村持ちでやっっていくというふうなことになろうかと思えます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） では、次に防犯カメラのほうに移りたいと思います。答弁によりますと、村の公共施設で小学校、中学校、あと役場の玄関先のATMに設置しておるとのことなんですけれども、設置についてはいろいろな考えがあって、村民のプライバシーの問題とか、映像の流出や目的以外に流用することに対する懸念というものは持っている人もいると思います。でも、今はもう東京から新幹線で来れば、村まで3時間半、4時間で来ます。肘折温泉にも県内外からいろいろなお客さんが見えています。村が、何といいますか、美しい村といろいろ載っていますので、行ってみたいなという、そういう感じの魅力的な村になればなるほど、いわゆるインバウンドの外国の方が大勢入ってくるようになると思います。現代社会、いろいろなところでいつどのような犯罪に遭うかもわからないような時代だと思っておりますし、まだ犯罪の少ない大蔵村ですけれども、防犯カメラを設置して犯罪の起こしにくい環境をつくるべきだと思います。

まず、その初めに人の、何といいますか、出入りの多い公共事業、役場とか地方公民館というところあるんですけども、まずそこからやっぱりつけていったらいいんじゃないかと私は思っています。このことも今後どうするか村長に聞きたいと思えますけれども。

それから、今後ですけれども、情報をもとにといいですか、情報提出をもとにといいですか、何かそういうことが起こった場合にカメラの情報を提出するというような条件のもとに各個人とか事業所とか、そういうところで防犯カメラを設置するといった場合に、幾らかの補助を出すというような考えは村長はお持ちでないですか。今、防犯カメラは、都会に行けば防犯カメラだらけですよ。この人がどこからどういうふうに歩いて、どの電車に乗ってどこでおりて、

どうやって自宅まで帰ったというような、もうそういうこともできるように、やたらめったら防犯カメラだらけというような時代ですので、村もお今現在、大きな犯罪はありませんけれども、そういうことも踏まえて、ひとつ村長、考えをお聞きいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 村の治安を守るといこと、それからやはり犯罪の抑制という観点から、防犯カメラの効果というんでしょうか、それは大きいものがあるかと思ひます。今申し上げましたとおり、大蔵村では小中学校、そしてこれは村の設置ではございませんけれども、役場のATMの前にといようなこと。その3台しかないとい状況個人情報のことあると思ひますけれども、よその設置していらっしゃる自治体の情報を仕入れたり、あるいは補助を含めてそういった制度があるものかといふようなこと含めて、今、加藤議員から言われたことを参考にしながら検討してまいります。

これは検討することはいいことですので、入れることをいふようなことなるんでしょけれども、ただ、1台につき幾らといことも私は今のところ捉えてございませぬ。いことも含めて最小限必要なところといふようなことの捉え方なるのか、あるいは補助いかなんによってはある程度の数をつけることができるのか、その件も含めて内部でしっかり検討してまいりたいといふふうに思ひていませぬ。

要は、村の中の犯罪を防ぐといふようなこと、いこと考えたれば、今こいこと小さな村だからこそ、いりいりな皆様方から協力をしていただき、子供の見守り隊あるいは交通安全、いこといことも十分に今やっていいただいでい、いこといこと中で村内死亡事故ゼロ、それも目指していられるといふようなすばらしい環境下にはあるんだといふふうに思ひます。ただ、こいことことは常にボランティアがあつて成り立つこと、いつまでもそのボランティアといことだけではなかつて、いりいりな形の中の有償ボランティアとかいこといことにもつなげる、いこといことも考えながらこいこといことをしっかりと検討していかなければならなかつていと思ひていませぬ。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今、村長からは前向きな答弁だつたと私は理解しておひます。余談になりますけれども、農協に聞いたんですよ。そうしたら、農協は全館についていませぬといこと、やっぱり金融機関はもちろんでありますけれども、スタンドから何といの、麓の橋のほうの購買、それからおひは動いていないといふんですけれども、出荷場、選果場、そこにもつていませぬといこと、商売柄あそこなんだなといこと、幾らおひがなくても選果場には

いろいろな品物がありますからそうなんだなということなんですけれども、ちょっと村長、参考に聞きたいんですけれども、警察関係とか保安協会とか、そういうところから設置したらどうですかとか、お願いしますみたいなのは来ないものですか、村には。では、まずそういうことだけを聞きます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私がいろいろなことで対応したことについては、直接いただいたことはありませんけれども、担当課あるいは関係機関としてそういうふうなことをやられているのかもしれない。もしあったら、それ、お願いします。どなたか。では、議長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長補佐。

○危機管理室長補佐（佐藤克也君） いわゆる防犯カメラの設置に関しては、山形県のほうで防犯カメラの管理及び運用に関する指針ということで指針が示されておるところでございます。ですので、警察のほうから大蔵村に設置とか、そういうふうな意見は出たことはございません。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） わかりました。では、防犯カメラについては、村長、前向きに検討をよろしく願いいたします。

最後に3番目、升玉の水力発電についてお伺いしますけれども、先ほど雅之議員のほうからも詳しく、私は個人的には余りよくわからなかったですけれども、いろいろ村長とやりとりをやっていましたけれども、やはり村に、普通考えればですよ、村に水力発電があって、有事が起きていて村内が真っ暗になっている、それが1日や2日ではない、もう緊急事態というとき、なぜそこにダムがあるのに、それも村内の電柱とか電線とか、平常と変わらない、何で電気がつけられないかと。普通の人だと、村長、考えるでしょう。最初は、だってあれだったんじゃないですか。そこの電力で村のほとんどがもう間に合うというような、最初そういう考え方だったんじゃないですか。電気事業法にひっかかるというのは必ず出てくることなんです。でも、村としてはできないために穴をあけたんですから、だって村長、その辺は何とかかんとか将来的にはできるようになるんじゃないですか。私は村民のための、村長の安全安心な村づくりのためにもぜひその辺をもう一度考えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も当然、加藤議員と同じようなことを思っていますし、今もそう思っています。ただ、いかんせん、法律といましようか、電気法の中でそういうようなことであ

れば、それは法を犯すことはできません。ただ、この答弁でも答えていますとおり、今までの中でできないことができるように、いろいろなことがなっております。専門用語でいえば規制緩和というふうな形ですよ。そういうことでこれもいろいろな要望の中で根気強くやっ  
ていくことによってできることかなというふうに思っています。

それから、大蔵村でつくった電気を大蔵村の中で使うことができないのは、お金さえ出せば  
使えるんです。ただ、今現在よりも高くつくような電気料金では皆さんは納得しないわけですよ、幾らお金をかけたって。そのことなんですね。今、新電力会社で非常に安く、そんなには安くないんでしょうけれども、そういうふうな勧誘も今大蔵村にも入っているよう  
あります。そういうところ、考え方ですね。いろいろな規制もやわらかくなってきて緩和される  
という中で、ここにも書いてありますけれども、別に大蔵村で電線を自前で張ってやれば、こ  
れはできるでしょう。ただし、これは発電所をつくる費用がないくらいお金がかかるそう  
あります。そういうことだったらやっぱり元も子もないわけですので、その辺も含めて、今  
はですからその時期ではないというふうに思っています。

ただ、この要望については、議員御指摘のとおり、根気強くこういった水力発電あるいは再  
生可能エネルギーの発電部門を持つ市町村と手を携えて、国交省あるいは関連省庁に要望を  
し  
っかりとしてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 最後になりましたけれども、先ほど村長の答弁で稼働は2020年8月、来  
年の8月ですか、稼働予定だということなんですけれども、最初の事業だといろいろなことが、  
想定外のことが起こる可能性があります。広報おおくらのほうにも来年2020年稼働というふう  
に載っていますけれども、ぜひ今度は、いろいろなことがあると思いますけれども、先ほどと  
同じような何といいますか、災害とかそういうのが出てこないことを祈って、8月に発電でき  
るようにしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 高齢でも住み続けられる村へということで、村長に質問いたします。

体力、精神面でも自力で今は何でもできますが、不便さを感じない年代ではありますが、10  
年、20年後はどうしているか不安です。実際、高齢者の方々は、免許証を返納し、自由に出か  
けられなくなった、体があちこち痛くて思うように動かないと不満を漏らしております。頑張

って村に住み続ける方、村外の子供のもとへと転居する方々とさまざまですが、できるだけ住みなれた故郷で元気に住み続けることを願っている方が多いと感じております。それには何が必要でどのようにしていくか、私なりの意見ですけれども、提案いたします。

1、交通について。

バスのフリー乗降が始まりましたが、利用者の評判と利用状況はどうでしょうか。一部の区間であり、利用できない人たちのためにはどのようにフォローしていくのか。

2、生活面で、食事をつくるのが大変になり、偏った栄養になっていないか。そこで、高齢者向けの宅食サービスを考えていただきたいと思います。

次に、足腰が弱くなってきてごみステーションが遠かったり、坂道を重いごみを持っていくのが大変、せめて80代以上の世帯の方には個人宅収集ができないでしょうか。

最後に、各地区の公共施設等の除雪は地区ごとで違いはありますが、戸数の少ない地区ではどうなっているのか。

以上、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「高齢でも住み続けられる村へ」という早坂議員の質問にお答えいたします。

全国的に少子高齢化が叫ばれている現在、高齢者ならず村民の方々全員が住みやすい村を築くことが行政としての使命であると私は考えます。そのような考えから、村では各種の支援策を現在実施しているところです。

それらを踏まえまして、早坂議員からは何点かについて質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず初めの村営バスのフリー乗降の利用者の評判と利用実績はどうかという質問についてですが、スクールバス混乗・四ヶ村循環線において10月1日からフリー乗降を行っております。利用実績については、運転手が記録をつけているわけではないので正確な人数はわかりませんが、聞き取りから二、三人の方が利用しているようです。また、評判については、当然以前より便利になっていると考えますので、現在利用者からの不満の声はお聞きしておりません。

また、利用できない方々についてのフォローアップについてですが、恐らく道路交通法により停車不可能な場所やあるいはバス路線から外れた地域に住んでいる方々をおっしゃっているであろうと思われまます。そのような方については、安全な運行のため、停車可能である場所、

また沿線まで移動した上での利用をお願いするしかありません。それでも以前の停留所よりは歩行距離が短くなっているというふうに思います。

まだ実施から2カ月経過したばかりなので、知名度不足は否めませんが、今後PR等に努め、利用しやすい運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

次の質問は、3点あるようです。

まず初めに、高齢者の生活面の課題として、偏った食事になっていないかという心配があるので、宅食サービスを考えてはとの御意見をいただきました。

食生活について、健康指導を行なっている保健師の話では、「高齢者の方々は自分の健康については意識が高い方が多く、バランスのとれた食事を積極的に取り入れており、慢性疾患や重症化にならないように気を使っているように感じられる」との話でございます。

また、高齢者向けの宅食サービスについて、以前に意向調査を行なったところ、宅食サービスを「利用したい」とする方が12%、「利用しない」とする方が88%という結果を得ております。また、「利用したい」とした方でも、その利用頻度は「週に1回程度、夕食時1食400円、おかずだけ」という結果を受け、村では商工会に相談をしたところ、当時村内の事業者では食品衛生法に基づく営業許可の点で実施に至らなかったというふうにお聞きしております。

さらに、新庄市内の給食センターや新庄市内の弁当店に相談したところ、宅配距離や数量、配達員の確保などの点から実施することは大変難しいとの話をいただき、現在に至っております。

今後、高齢化はますます進展しますので、これらの課題等を把握するため、来年度予定しております第9期高齢者福祉計画の策定にあわせ、再度調査を実施する予定でございます。

なお、三和食品大蔵工場では、ある程度数がまとまれば宅食サービスを行なう用意はあるとのことで、こうした民間の力を活用することも必要ではないでしょうか。

次に、高齢者にとって重いゴミ袋は、ゴミステーションまでの距離が遠く、ゴミ収集について高齢者宅の個人宅収集はできないかとの御意見でございますが、収集経路や作業員の確保、道路事情などから、今の状況では対応が難しいものと考えております。

御承知のとおり、村ではゴミ減量化の一環として生ゴミ等についてはコンポストの利用などを推進しております。

また、ゴミ袋には大袋、中袋、小袋の3種類を用意してありますので、それぞれの家庭環境に合わせて、レジ袋タイプ小袋の御活用やコンポストの活用も御検討いただきますようお願いいたします。

さらに、議員御意見のように、年齢で区別する方法もあるかとは思いますが、行政ができないことを地域で補完するという地域コミュニティーの創出を考えることも必要なことではないかと思えます。

3点目の各地区の公共施設等の除雪についての質問ですが、公共施設につきましては村所有と地区所有に分かれると思えます。村所有の公共施設については、毎年、定期的に村内業者に委託し、もしくは職員が除雪を行っております。地区所有の公共施設、公民館などの除雪の方法については、調査もしておりませんので、村では把握しておりません。恐らく戸数の多少にかかわらず、地区の方々が協力し、除雪をしているものと考えています。

最後に、前段でもお答えいたしました。村民に安心安全な村づくりを行うことが行政の最重要課題であると考えますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

それからですけれども、もちろん再質問で早坂議員からはごみの件についてあると思うんですけれども、この答弁を考えてから、つい最近、ほんの二、三日前ですが、総務省から新しいごみ収集についての指導といいますか、逆に提案といいたししょうか、そういったことが来てございます。それについて鋭意検討しながら、できればそういうふうな方向でやっていければなというふうに思っております。それについては、資料をいただいたのが副村長のほうで、直接来ておりますので、後から副村長のほうから早坂議員から質問があった際に説明をさせたいというふうに思っています。

以上、終わります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 済みません。ちょっと座らせていただきます。

初めに、一番最初にバスの件ですけれども、やはり利用している方にお聞きしましたら、本当に短い距離だけれども、あそこまで行くのがちょっと大変だったのですごく助かっているということでした。「ほかの人たちの利用状況はどう」と言ったら、「私のところではちょっとわからないわ」とは言っていたんですけれども、ほかの四ヶ村とかそういうところでの利用というのはわかりますか。私は比良なので作の巻線、あちらのほうの話は聞いたんですけれども、あと交通状況の悪い坂道とか曲がり角とか、利用できない箇所が大蔵村にはたくさんあるので、なかなか利用できない方が多いのかなと思っております。それで、周知のほうもできていないということなんです、ちょっとこれ、真室川なんです、こんな形で広告を出しているんですよね。これ、すごくこういうふうな形でわかりやすくなっていますので、たとえ短い距離で

も喜んでいらっしゃる、助かっていらっしゃる方がいるということですので、ぜひとも皆さんにこれを周知していただくように、そしてこういうふうなチラシをつくって周知していただけたらなと思います。

皆さん、こういう形で本当に足がなくて困っている方が多いようで、いつも私、タクシーとついつい言ってしまうんですけども、まず今回は、ここはフリー乗降で喜んでいらっしゃる方がいるということ、これをまず少数でもいらっしゃるということはとてもよかったことだなと思っております。なので、これはちょっとこれで終わらせていただいて、続いて宅食サービスのほうをちょっと重点的にやりたいので、後にさせていただきます。

ごみステーション、今、村長がおっしゃいましたけれども、どういうふうな国のほうからのあれなのか、副村長、教えていただけますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは循環バス、村営バスについて、子供たちとの混乗でありますけれども、それについては評価をしていただいて、今回フリー乗降になったことで大変助かっているというふうな情報を伝えていただきまして、ありがとうございました。

こういった方々も限られているということですよ。そういったことでなかなか情報が入りにくいのかなと思いますけれども、四ヶ村の利用状況、それからチラシについては当然PRが遅くなったというふうなことだろうというふうに思うんですけども、村としてはしっかりと対応をしながら、私もいろいろな対応をしてきてそういうことを申し上げたりしていますので、かなりの方は知っていらっしゃるのかな。ただ、その対象となる方々が人数の多い方ではないというふうなことを承知しております。だからこそ、きめ細かくやっぱりやっぺいかなければならないというふうに私は思っております。

そういったことで、まず四ヶ村の利用状況というふうなことをつかんでいるのかということ、それからチラシについても、担当課長のほうからこの2つについてお話をさせていただきます。議長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 四ヶ村循環線のフリー乗降の件なんですけど、まず乗車人数からちょっとお答えしたいと思います。循環線については、8時の循環線については10月の実績が14名、それから2時半の循環線については6名、これは高齢者の方々です。いずれも高齢者の方々で14名というふうになっております。先ほど村長の答弁でありましたとおり、この中で「利用している」というのは、記憶しているわけでもございませんので、恐らくいないであろうという

ふうに思われます。先ほどの二、三名というのは、早坂議員がおっしゃったとおり作の巻の方面の方が利用していらっしゃるんだらうなというふうに思っております。ただ、利用する方の遠慮といえますか、ここでとめていいんだらうかという遠慮の気持ちもあるのではないのかなというふうにはちょっとうちのほうでは感じております。

チラシの関係なんですが、そのチラシについては真室川のチラシということで、うちのほうでも入手しています。それを参考に始まる前に真室川のチラシをもとに広報でお知らせをしております。その始まる最初の1回だけだったものですから、全然していないわけではありませんで、今後年明けとか新年度とか、なおPRのほうに努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 高齢者のごみの検討でございます。これは総務省のほうからつい最近連絡が入ったところでございます。早坂議員の御質疑のとおり、高齢者の方々ができるだけ住みなれた地域で自立した日常生活を営みたいと、そういうふうな思いが非常に強い。それで、そんな中であって、ごみ出しが困難であるというふうな声が国のほうにも寄せられているのでということで、国のほうではいろいろな検討を始めたようでございます。

それで、例えばごみ出しの支援に関する何というんですか、この実施に向けたアンケート調査とか、そういった状況の把握、それに対する経費の補助とか、あとNPOでそういったものがないかとか、あとは社会福祉協議会などでそういったことを担えないかとか、そういったことを国のほうでいろいろ検討しているようでございます。そういったことについて、NPOとか社会福祉協議会でそういったものを担うとすれば、国のほうでも若干の経費負担も考えるような話で今進んでいるようでございます。

なお、つい最近にこういったペーパー1枚で来ただけでございますので、詳しい内容につきましてはこれからいろいろなことを示されてくるものと考えているところでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私は村だけの問題かなと思っていたので、やっぱり国まで行っているということは、全国的に高齢者のごみ出しが大変だということになってきているのかなと思います。

私の知っている方なんですが、足もちょっと痛いし手も痛いんだけど、坂道を上ってごみステーションまで行くのが本当に大変だと。そういうのをちょっと聞いて別の方に聞いたら、

やっぱり私もだよと。ただ、私の場合は途中、坂道過ぎるものだから、そこから動けなくなっていたところを近所の方が見つけたのかわかりませんが、その方に毎回ごみ出しをしてもらえるようになったと。ただ、それが無料ではなくて気持ちとして自分として、たとえその方は無料でしてあげようと思っているんでしょうけれども、自分の気持ちとしてやっぱりお金を差し上げてお願いしていますよということだったんです。そういう方が、私がちょっと話を聞いただけで出てくるということは、もしかしたらまだまだ聞いていない方、あと平場の方たちはまだ平らだからいいんだけど、四ヶ村とか、四ヶ村に限らないのかな、ちょっとした坂道のところは大蔵村全体がもう山ですので、大変なんでないのかなと思って、これは絶対しなければいけないことではないかと思って質問させていただいております。

私の娘、三鷹に住んでいるんですが、「ごみ出しどうするの」と言ったら、「家の前に出せばもうごみを集めていってくれるから、ごみステーションなんか要らないんだよ」と言われました。都会はどんどんどんどんそういうふうになり便利になっていくのに、田舎はだんだん暮らしにくくなっていく。私のこのきょうのテーマは、本当に年老いても高齢者が住み続けたいと思う村にするには、そういう小さなことなだけで、村長がおっしゃるとおり地域ですのもいいですよ。誰かがもしかしたら、本当はこれは民生委員さんあたりをお願いして、困っている方がいたら何とかできませんかねというふうな形をお願いすればいいのかもしれないが、民生委員さんにそこまでお願いしていいものかどうか。それだったら村でできること、せめてどなたか御近所の方とお話しして、坂道の途中まででもここまでだったら私が持っていけるから、ここから先はお願いできないかなとか、そういうふうな何かの場でそういう提案というのは村からはできないものではないでしょうか。それもちょっとこれからの優しい村になるには必要なことだと思うのですが、村とか個人的にするのも大変なので、できるだけそういうふうな村のほうの声がけ、あとちょっとした補助金とか、そういうのができないものか、村長、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今いろいろな例を出していただいて、早坂議員からは具体的におっしゃっていただきました。

やはりこれ以上というふうな私、気持ちがあります。これ以上というのは、民生・児童委員に果たしてそこまでお願いしていいものかなというふうな気持ちもございます。ですから、私は民生委員というよりも地域全体としての取り組み、集落全体としての取り組みの中でそういったことをしてあげるような、そういった何というんでしょうか、取り組みの醸成がで

きないかなということ、それこそやはり地区代表さんが音頭をとってやっていただける。例えばこれに行政が入ってしまうと、強制的なやり方になってしまうと思うんですね。そこが逆に私は地区の方々から反感というんでしょうか、買ってしまうのかなというふうに思っています。

私はできればこういったものについては有償ボランティア的なものが一番いいのかなというふうに思うんですね。その中でもできれば、そういったことで先ほど副村長からお話があったとおり、総務省から来る予算を使ってできれば一番いいのかなというふうに思っています。ただし、総務省から来るのも、そんな満額が来るものではございません。そういったことで、これが総務省から来れば県でも考える、さらにその下の村とか自治体が考える、そういうふうないろいろな事業費の補助費の加算というんでしょうか、そういう制度があってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

私は常々いろいろな制度の中で、補助金制度の中で国、県、各自治体の持ち分というものがあるって、それを積み重ねることによって受益者が非常に利益をこうむる、そういうふうな制度をいろいろな場所で提案してきております。例えば農林関係では機械とかそういったところ、先ほども申し上げましたとおり、佐藤 勝議員のところでも申し上げましたけれども、今はどうしても山間地よりもいわゆる効率の上がる平場の大農家というふうな形で進んでいるものから、なかなか小規模農家にそういった補助がないということ为先ほど議員からも御指摘をいただいたところであります。そういうところはできるだけ村でカバーしてというふうな思いもあります。

そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、小さいからこそできるようなことをやっていければというふうに思っています。そういった中で、来年度の中でこれはできるというふうなことではございませんけれども、地区代表さん方にそういうふうなことを進めていただけないかと。また、こういうことを本当に地区代表さん方をお願いしていいものかどうかということも疑問ではあるんですけれども、集落の維持に関しては年度ごとかわる代表さんであってもその地域の責任者でございます。そういったことで、やはり伊の一番に相談しなくてはいけないことかなというふうに思っております。その上段で議員の先生方10名の皆様方はその上で指導をしていただく立場にある方々でございますので、ぜひそういうふうな方向で各地域で話を進めていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 地区代表に相談ということで、やはり私も上から目線じゃないですけども、「地区代表さん、してください」ではちょっとだめなのかなと思っておりました。

それで、3番目にしている公共施設の除雪なんですけれども、各地域でやはり高齢者には皆さん優しく、「出なくていいよ」という声はたくさん聞いております。なので、そんなに心配はしていないんですけれども、年をとっても「いや、しなきゃいけない」という律儀な方がたくさんいらっしゃいますので、このごみステーションのときにでも地区代表さんにぜひとも高齢者の方、無理をなさらないようにしていただませんかというようなことも一声つけ加えていただけたらなと思っております。

それで、私は宅食サービスのほうをちょっと重点的に質問したいので、3番目の公共施設の除雪のほうはお答えいただかなくて結構ですので、宅食サービスのほう、ちょっと質問させていただきます。

この答弁の中で、以前に意向調査を行ったと。この以前というのはいつのことでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ちょっと私、年度については詳しく存じ上げておりませんので、担当課長のほうから答えさせます。ごめんなさい。私のほうに今資料が来ましたので。調べてございます。平成24年7月に調査してございます。半月の調査期間を設けております。対象者140名、回答者113名、80.7%の回収率でございました。内容については、先ほどの1回目の答弁で申し上げたとおりです。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 平成24年というと、約7年前の調査になりますよね。この表を見ましたときに12%が利用したい方で、利用しなくてもいいのが88%、随分と高いなと思ったんです。でも、7年前というとお店も結構あったのではないかなと。だから、自分でつくるにしても買い物にも行けるからというこのアンケートの結果だと思うんです。

でも、今はどうですか。本当に買い物をするにも、いつも私は質問しているんですけれども、大変な思いで皆さん、買い物をしております。そして、あと年をとってきて、つくるのが1日でもいいから2日でもいいから休みたいなと思っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うんです。私は毎日宅食サービスをして皆さんに何だろう、宅食を供給するということではなくて、週にやっぱり1回程度となっていますけれども、せめて週2回くらい。それで、65歳以上の方と考えたんですが、65歳くらいの方はまだ自分で御飯をつくるのもそんなに普通ではないんですが、75歳以上の世帯、世帯ということは両方とも75歳の方だけ、それからひとり暮らしの方、そうなったときに週2回の利用に全額補助とは私は申しておりませんし、1食につき200円くらいの補助ができれば、大体月に8回したとしても1,600円で、2,000円くらいの

補助金を高齢者世帯にできたらいいんでないかなとちょっと概算しました。そして、75歳以上の世帯数が103件、ちょっとおおよそのあれなんです、それが2人掛ける2,000円掛ける1年分、12カ月だと約494万円なんです、年間。75歳以上のひとり暮らしの方、この方が68名。そして、2,000円掛ける12で163万円。それもちょっと大変かなというときは、80歳以上ということで、この世帯になると61世帯、2人で2,000円掛けて12で292万円。ひとり暮らしだとまた減りまして46名で大体110万円。このくらいの年間の見込みです。

これは必ずしも全員ということではなくて、希望者ということですので、全員が申し込めばこのくらいの金額ですが、「私は週1回しか要らないし」、あともしくは「私は全然利用しなくていいよ」となれば、私の今示した数字よりぐっと減ってくると思います。ただ、この中で400円くらいのおかずということになっていますので、もし500円にしても200円なら自己負担が300円です。300円くらいで、いつも魚しか食べない人が肉料理を食べられるというか、あとはきょうは作りたくないから、村から宅食サービスが来るから助かるやというふうになるのではないかなという思いと、私も年をとってきて御飯をつくるのが本当に大変なんです。ひとり暮らしになると結局はきのうつくった分をあした食べて、あさって食べてというふうになり、何日も同じものを食べている可能性が高くなると思いますので、金銭面でもそんなにかからないようなやり方をいろいろと考えていただきながら、村のほうでひとり暮らしでも高齢者になっても食事はおいしく食べられるし、食べれば力が出るし、出れば病気にもなりにくいということを考えて、まず食のほうで一番大切かと思って宅食サービスというふうなものをここで提案させていただきます。できますれば全額負担していただければ助かりますが、そうなってくると何でも何かお任せになってしまうので、やっぱり自分の分は自分でできるだけ少しでも自己負担をしながらでも、これを続けていくために村のほうでの補助とか、いろいろ考えていただけませんかでしょうか。いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初、早坂議員からいただいた質問にはそういった補助関係とかそういうことは一切書いてございません。それで、私どもは平成24年に行ったいわゆる商工会と、それから村のそういった業者の方々とできるだけ村内利用というふうなことを目的にこういったことをやったらいかがでしょうという提案をいただいたものですから、乗り気になったところでした。それで、補助的なことは今回も一切考えていませんでした、実のところ。今そういったお話が出てきてちょっとびっくりしているところがあるんですけども、いや、補助が悪いとかそういうことじゃないですよ。

ただ、補助金のあり方というのは、やっぱり平等性、公平性を旨としなければいけないと思うんですね。先ほども議員自身もおっしゃっていましたが、ひとり暮らしをしていようが、高齢者夫婦世帯のみであろうが、それは申し込んだ方々にだけというふうなことでございました。とすると、この補助金のあり方というのはちょっとまた何ですか、趣旨が違ってくるのかなというふうに思っています。例えば国のほうでやる場合も、希望するしないはまた別として、全部の予算化をします。受け取り拒否をすれば、それはやらないと思います。そういったことだというふうに思いますので、今のような考え方では事業そのものが成り立っていないというふうに私は村長として考えます。

それから、ひとり暮らし、高齢者世帯のみ、年齢差によって相違というふうなことを押し分ける、それもいいんでしょうけれども、私はまずこの宅食サービスをやるとすれば、村が先導してやるのはどうかというふうに思うんですけれども、先ほど私が言ったように、せっかく村の加工場として三和食品があつて、これは個人名を出して大変申しわけないんですけれども、村の関係機関だというふうなことでお話をさせていただきます。今、大蔵村の職員も弁当、なかなかいろいろな事情で大変な場合はそこをとって食べています。それから、新庄市の工業団地の中でもそんな形で弁当をとっています。きょうも皆様方、とっていただいたというふうなことで、婦人会の傍聴の皆様方が非常にありがたく思っているところです。そういったことで、大蔵村の企業ですので、なおかつ大蔵村が誘致した企業でございますので、そういった利用をぜひ考えていきたいなというふうに、私個人としてはこの早坂議員の提案についてお答えをしていきたいなというふうに思っていたところでした。

そういったことで、補助については今この場では考えておりませんので、明言はできません。ただ、やるとすると、今ちょっとその補助金の趣旨といたしましうか、そういったことはそんなふうに私は白黒つけずそんなふうに思っていますよということ、担当に聞けばまた別のことを出るかもしれません。そういったことでぜひ週1回、2回、そういったことでやればいいのかと。

それから、平成24年から、早坂議員がおっしゃっているとおり、もう6年、7年がたっているわけですから、非常に高齢化ももっともっと進んでいるというふうに思いますけれども、こういうふうな希望をとったらさらに多くなるかもしれません。私はなると思っています。ぜひそういうことで便宜を図れるのであれば、これは村としても主導というか、かわりということではぜひやっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、もう一つ気になった点がいろいろあるんですけれども、この件に関して業者に聞

いたところ、そういったお年寄りの皆様方に弁当を宅配するのはいいんですけども、議員自身もおっしゃっていましたが、きょういただいたものを2日、3日後に食べて、もしそういうふうなことで食中毒、いろいろなことになったときに責任を一体どこで持つのかというふうなことも出てくるということで非常に危惧されている業者もあったということでもあります。

そういうこともありますので、いろいろな点を詰めながら、ぜひ補助はなしにて、そういうふうな宅配というか宅食制度については、もし御希望があるのであれば応えていかなければならないのではないかなというふうに私自身は思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私は個人名を出してはいけないかなと思ってちょっと控えていたので、やはり三和食品さん、配達をなさっていますよね。なので、これだったら、もし宅配サービスをするんだったらば三和食品さんが受けていただけたらば、これはベストなんではないかなとは思っておりましたが、やっぱり個人の企業ということでちょっと名前は差し控えさせていただきました。

補助金については、一応こういうふうな形でお金が必要になったらそう言ってくださいということであって、必ずしも補助金をそこにつけてくださいというわけではございません。

それから、村長がおっしゃいましたように、やっぱり食中毒については物すごく私も考えております。でも、三和食品さんの弁当を見てみますと、量はそんなに多くないので、その日のうちに召し上がるか、もしくは残しても次の日くらいまでしか残さないのではないかなと思っておりますので、食べてみて量はどうかと聞いてみたらば、女の人は大丈夫けれども男の人はちょっと足りないかなんていう話でした。だけれども、高齢者の方の場合、そんなにたくさん食べなくてもよろしいので、私は十分だと思っておりました。なので、ぜひとも村長のそういうお考えですので、進めていただけたらと思います。

それから、舟形町のほうでは週に1回ほど触れ合いサービスということで社会福祉協議会が主になってやっているんだそうですけれども、それが必要かどうかを民生委員さんにお問い合わせすると。だから、民生委員さん、本当に大変な思いをしながら注文を聞いてくる。そして、つくるのはやっぱり村内に3業者があるものだから、回り番みたいにしてつくっているということだったんです。私はいろいろ調べまして、行政がちょっとだけでもかかわっていたのは戸沢村だけで、あとの最上の町村では民間では行っていますけれども、行政がかかわっているという件は1件もちょっと出てこなかったもので、ぜひとも大蔵村、先立ってこれを指導して、お金の面はどうなるかわかりませんが、宅食サービス、本当に食べなければ生きていきません。

ぜひとも私、常に話をしているんですが、出ていく人は仕方がないけれども、年をとっても何でここに住んでいるんだろう、親たちがどうして、じいちゃん、ばあちゃん、俺のところに来ないんだといったときに、ここはとてもいい村だから私は出ていかない、じゃあそういう村に自分たちも年をとったら戻ってこられる、そういう村になればいいなと思っておりました。

ちょっと私の時間をまたぎましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。村長、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 済みません、議長、ちょっと時間をいただきます。

早坂議員がおっしゃるとおり、これだけ、こういった問題に対しては行政がかかわるというのは非常に難しいことだと思います。でも、私は、何というんでしょうか、役場上がりの首長村長でないものですから、余計なことを言ってかかわり過ぎて役場職員に迷惑をかけたとかもありますけれども、でも私は、それが本当に私のいつも言う、小さいからこそきめ細かなじゃないですけども、そういったことができる、やっていかななくてはいけないというふうに私は思う、これが私の政治信条であります。

ということで、どこまでできるかわかりませんが、ぜひこの宅食事業についてはお年寄りの皆様方、またかかわっていただいて喜んでもらえるようなものになればいいなというふうに思います。以上、答弁申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時15分。

午後2時06分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私の質問は、午前中の佐藤議員の質問と重複するところがあると思うんですけども、私も棚田の保全には積極的な耕作支援が必要との思いから、村長に質問いたします。

いよいよ来年10月開催予定の全国棚田サミットが迫ってきました。このイベントにかける村民の意気込みが次第に盛り上がってくるものと期待をしております。

また、10月13日から14日にかけて山口県長門市で開催された第25回全国棚田サミットには、あいにく台風19号の影響で大勢の予定者が参加できず残念でした。出席できた関係者によると、大盛況の中で終了したと伺い、この大会の持つ意義を改めて感じ取った次第です。

また、せんだって11月11日には県の主催で行われた山形県の棚田サミットが大蔵村を会場にして開催され、県内多くの農業従事者とその関係者が集い、棚田の価値観を共有しました。

しかし、その一方で人口減少と高齢化が進み、棚田の耕作者の思いとは違う方向に流れつつあると思います。大蔵村の大事な自然景観の一翼を担う棚田は、いわば自然遺産とも言うべきものです。

このような観点から、今こそ大規模な耕作支援を実施し、急傾斜地の圃場の排水対策、のり面の保護あるいは農道の整備等々、耕作者が作りやすい環境整備を支援してこそ、美しい棚田が維持されるものと思います。失ってはならない自然景観を大事な遺産として捉え、後世につながる支援が必要であります。

積極的な支援策について、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「棚田の保全には積極的な耕作支援が必要」という長南議員の質問にお答えいたします。

議員御意見のとおり、棚田を取り巻く現状は厳しく、貴重な遺産であることは認識しながらも、高齢化、担い手の不足と過疎化の進展により、地元住民の努力だけでは維持保全することは極めて困難な状況に来ていることは理解をしております。だからこそ、棚田サミットの開催を機にこうした状況を再認識し、全村挙げて持続可能な棚田文化の継承をもう一度考えていただきたいと願うものであります。

国では、こうした棚田地域の人口減少、高齢化の進展による棚田の荒廃の危機に直面している現状に鑑み、本年6月、棚田地域振興法が成立いたしました。今後は、地元の意向を踏まえ、県の棚田地域振興計画の策定、地元の棚田地域振興活動計画の策定をもって、国が指定棚田地域を決定し、計画の認定を行います。そうすることで、令和2年度以降、総務省を初め、農林水産省、林野庁、国土交通省、観光庁、環境省、内閣府の43事業が必要に応じて優先採択措置が講じられることとなり、棚田の基盤整備はもちろん環境の整備、移住・定住の促進や農村交流事業等、地すべり対策事業まで支援を受けられることとなっております。

また、令和2年度は中山間地域等直接支払制度の第5期対策が始まります。御承知のとおり、

現在、第4期対策の最終評価を踏まえ、次期対策の見直しが図られ、制度の内容が確定しつつあります。指定棚田地域振興活動加算を初め、集落機能強化や広域化加算、AIスマート農業等の導入加算が加わるようであります。6年から10年後を見据えた集落の将来像を明確化し、集落機能の強化や農業生産活動の継続に向けた前向きな取り組みへの支援が強化されております。

棚田地域振興法、中山間地域等直接支払制度第5期対策と、棚田地域をめぐる支援体制は劇的に変わるかのように思われます。しかしながら、実行し、活動し、営農継続していくのは地域の方々であります。まずは、地域の総意としてこの棚田を守るということの強い意思決定が必要です。残念ながら、今は人口減少という現象に生きる（生活）モチベーションがそがれているような、「自分たちの代で終わり」といった諦めが根底にあるように思えてなりません。こうした棚田地域の振興に関する施策は、農業者である地域住民による自主的な努力の助長と協力関係を保つ周囲との連携を旨とし、講ぜられるものと思います。村としては、四ヶ村地区の意向は確認しておりませんが、棚田地域振興法における指定棚田の認定を受けるべく計画策定の準備をするよう、既に担当課に指示をしております。

こうした取り組みを行なうには、地域において議員皆様方の強いリーダーシップが必要でございます。中山間地域の衰退は、村の根幹にかかわる問題であることを念頭に組み込んでまいりますので、議員皆様の御理解、御協力をお願いし、答弁いたします。

先ほど佐藤 勝議員のところでも申し上げてしまったわけでありましてけれども、このことに関しては幾ら説明したり議論したりしても尽きないものでありますので、御勘弁をお願いしたいというふうに思います。

そして、なお深くいろいろなことを理解していただき、そして議論を深めていって、地域の棚田、そして中山間地域の農業を守られる皆様方の苦勞をしっかりと私どもが共有していく必要があるかと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 答弁をいただきました。いろいろな面で、棚田地域振興法も整備され、そしてそのことにより7省庁がそれぞれ取り組んで棚田の振興を図っていくというようなことで、大変力強い前向きな取り組みかなと、そんなふうに思っております。

しかし、今は、村長もおっしゃられましたように、一番のやっぱり棚田を守る耕作者が少なくなっているという現状にどう対応していくかということが一番、棚田振興に関しては重大なことだと思っております。

私も2017年の12月定例議会において、棚田の維持保全には強力な行政支援が必要との思いで村長に質問しました。その中で具体的に農道の整備、小さい面積の圃場であってもしっかりと排水対策を実施する、そして小型ヘリによる空中散布などの支援などが必要であると訴えました。この件については「内部で詰める」との答弁を受けましたが、また、その後の進展はどうなっておるのか伺いたいと思います。

また、さらにこの質問の中で、「農業機械について継続を条件に村単独の補助を考える」との答弁がありまして、中山間地機械導入事業ですか、この件はまさに有言実行で、これまで2カ年間にわたり即実行していただいたとっております。他に類を見ない補助事業であり、農家にとっては生産意欲が高まり、持続可能な体制につながっており、この事業については大いに評価をしておるところであります。

また、この例に見られるように、行政の思い切った施策が人口減少や高齢化により将来の農業継続に不安を感じておる棚田の耕作者にとって、新たな活力を与えることにつながっております。耕作者が元気でなければ棚田は守れません。ある程度しっかりとした所得につながり、さらに誇りを持って自然遺産としての棚田を守る体制をつくることに本腰を入れて取り組むべきかと思っております。

ただ単に棚田の保全だけでなく、やはり大蔵村の観光といいますと肘折温泉、そして次に出てくるのが四ヶ村の棚田というようなことで、その希少価値も持ち合わせておる棚田であろうと思っております。そういう意味で、その遺産としての捉え方、そうでないただ単に棚田を守るだけではやはり力の入れようが違ってくると思っておりますので、ひとつここは村の遺産というような思いを持って棚田の振興に本腰を入れていただきたいと、そんなふうに思いますので、この点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員からは棚田振興について、今まで大蔵村としてやってきた事業について大変高く評価をしていただきました。

ただ、その中で1つだけ、田んぼのいわゆる空中散布、ドローンを使ったやつでございますけれども、実は私個人的にも若い皆様方とのつき合いがあり、いろいろなところでそのことを持ち出していただいたところでもあります。ただ、なかなかそれに乗っていただける若い方がいなかったということで、実現をしております。

ただ、今後、何回も言いますが、2020年、来年、東京オリンピックのある年の9月に第26回の棚田サミットが開催される、それを機にさらに四ヶ村の棚田、それに付随する近隣の

集落の中山間もあわせて振興が図られるように行ってまいりたいというふうに思っているところであります。

まず私は、棚田を維持するには平地の何倍ものマンパワー、いわゆる人手が必要です。いかにそれを補うかというふうなことでありますけれども、今、逆にそういったことから平地でのAIを活用した農業振興というふうなことがございますけれども、棚田、中山間地についても同じようなことが進められてございます。例を挙げれば、よく皆様方は河川の堤防の無人草刈り機を見たことがあると思うんですけれども、それをそういった棚田に活用できないかということで、今そういうふうな機械が非常に普及してございます。リモコンで無人ですので、結構お年を召しても指先の操作でできるということで、ある程度の年齢までできるというようなこと、そして人手の何倍も仕事をするができることといった、あるいはやはりこういったのり面が非常に大きい面積になりますと、今ちょうど大蔵村でも実証圃としてやってございます特殊な芝を使ったのり面の保護、いわゆる草刈りをしなくてもいいのり面、そういったものも今、実用段階に入っております。来年度の棚田サミットに向けて、それを四ヶ村で実際にやってございます。そういったことも人手を何とか補う、いわゆるマンパワーの補強につながっていくのではないかなというふうに思っています。

そういうことを実際やっていく、そして何よりも、議員もおっしゃってございましたけれども、この棚田振興法の制定によって集落、私は、先ほど佐藤議員もおっしゃいましたけれども、四ヶ村地区を一つの農業法人というふうなことに捉えて、それをやっていけないかということを提唱したいというふうに思っています。地域コミュニティはそれぞれの役割、特性もありますので、今の4つの集落の体制、ただし農業について、棚田については4つの集落を一つにした形でやっていければすごく効率的にもなりますし、力の入れ方も国、県、そして村としても違ってくるのかなというふうに思っております。

さらに、第5期の中山間地域の直接支払の中で、今、大蔵村ではその取り扱いの予算は4,000万円をちょっと超えていますけれども、その約8割近くが四ヶ村地区に全て行ってございます。3,000万円以上でございます。そういったことの中で、決して大蔵村でこれに支援していないのではなくて、国から半分の2,000万円が来ます、4,000万円の中で。そのうちの2,000万円が国、そして残りの2,000万円を、大蔵村で1,000万円、県で1,000万円ということで支援してございます。それで成り立っている。

今度は、第5期が始まると、先ほど越後課長が言ったとおり、5,000万円以上になるような話でもございますし、非常に金銭的にはある程度皆様方が納得していただけるものに近づいて

いくんではないかなというふうに思っています。それから、議員のおっしゃっております農道、水路、そういった整備にあわせても今まで以上に少額の持ち出しの中でできるようになるというふうに思っています。

私はこういった環境整備がとても大事だと思いますけれども、この答弁でも申し上げておりますけれども、何よりもそこに住んでいらっしゃる皆様方がやろうとする気持ち、諦めない、その気持ちを何とか醸成していかなくてはいけないんじゃないかなと思っています。ぜひ長南議員からもそのことについては今まで以上にやっていらっしゃるんですけども、今まで以上に御指導いただき、アドバイスをいただき、そして若い者を導きくださるようお願いしたいというふうに思います。そのことで今言ったいろいろなことが解決まではいかないかもしれませんが、数段の進歩、発展が見られるようになるのではないかなというふうに思っているところでございます。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 今お話があったように、この棚田地域の振興法についてももう少し伺いたいと思います。この法律の第1条、目的の中でちょっと読み上げさせていただきますが、「この法律は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする」と、こんなふうとうたっております。

この文章の中で私も注目したのは、これまで平成11年に全国の棚田百選に認定されました後は、今日まで中山間地域等支払交付金がありましたが、棚田の支援としてほかに目に見える施策はなかったように思っております。認定後20年を経過して、ようやく腰を上げて国としての動き出した感じがあります。私が注目したのが「基本理念を定め、国としての責務を明らかにする」、この文言と、「貴重な国民的財産である棚田を保全する」と、この2カ所であります。まさに国単位で棚田を守る動きと捉えられます。

120町歩が4つの集落に点在する全国に類を見ない広大な棚田を守る一大プロジェクトを立ち上げ、国の施策を先んずる村の取り組みを期待しておるところであります。やはり何回も申し上げますが、ただ単に棚田を保全するというだけでなく、大蔵村の大事な資産であるというその考えによってまた支援する力の入れ方も変わってくると思いますので、その思いをぜひ

とも強く認識していただきたいと、こんなふうに要望するわけであります。この点について村長はいかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員からは棚田地域振興法の一番のもとであります趣旨について、条例についてお話をしていただきました。国が遅いというふうな感じは受けますけれども、棚田の持つ多面的機能、いわゆるいろいろな機能があるわけでありまして、何といたっても個人の土地ではあるんですけども、それ以上にそれを取り巻く国の土地、そういったものを考えれば国土保全ということにつながっていくんですね。これが、棚田が荒廃することによってそういった多面的機能、それが阻害される、地すべりあるいはいろいろなものが発生して人が住めない村になってしまう。そのことが一番大変だ、怖いといったことの中で、国が思い腰をようやく上げた、なおかつ今までの棚田の取り組みが評価されたわけでありまして。

そういったことで、当然遺産としての考え方もそうでありまして、それ以上に今までの歴史を踏まえて国が認めざるを得なかったんだらうというふうに私は考えてございます。その地域に住まれた方々の苦勞を今さらながらに国が遅かりし、そういった気がついたというようなこと、そういう点でも国そのものではなくて議員の先生方なんです。議員立法というふうな形でこれを承認して立ち上げていただいた、そのことに私は意義が大きいというふうに思っております。

そういったことで、村を挙げてこれを遺産として捉えて、ですから私は今回の来年度の棚田サミットも、その四ヶ村の皆様方だけの事業にとどまらず、大蔵村全員の皆様方が関心を持っていただいて、なおかつそのサミットの当日、2日間ございますけれども、その中で何らかの形でかわりを持っていただきたいというふうなことで、今、運営委員会、そして実行委員会を組織してやっているわけでございます。当然、長南議員もその役員の一員として加わっていらっしゃいますけれども、そこに住んでいるからこそわかるいろいろな苦勞も踏まえて我々に御指導いただけますようお願い申し上げます。村を挙げて、役場を挙げて、この事業を成功に導いていきたいというふうに思っております。

それから、私は常々言うんですけども、棚田を耕していく、耕作をしていく、そしてそれで生活をするわけでございますので、雲かすみを食べては生きていけません。ですから、その棚田から上がる収益、それを何とか上げる工面、いわゆる収入をふやす工面をしなくてはいけないというふうに思っています。私は四ヶ村の棚田については赤砂山、葉山、そういったものの裾野の中で清流、いわゆる生活雑排水の一つも入っていない真水でございます、清水でござ

います。そのことを売り物にした、あるいはいろいろな観光PRの中で申し上げているとおり、そこからとれる米というものを、もっともっと付加価値を高めていかなければならないというふうに思っています。最終的にはあの棚田米を高い値段で取引していただけるような、そういったものまで持っていかなければ、本当の意味での活動にはなっていないんじゃないかなというふうに思っています。

今もごく一部といいましようか、何分の1かでございますけれども、棚田米生産組合というものを組織して、1俵3万円で売買されていますけれども、もっと小分けすればもっと高くなります。ですけれども、普通の袋の中で販売すれば、10キロ単位あるいは5キロ単位にすれば、3万円の米であります。それをあの地域からとれる米、ほとんどの米をそういった価格で販売できるようになれば、四ヶ村の皆様方がかなり潤ってくるのではないかなというふうに考えています。そのことによって耕作放棄地、そういったものも少なくなるというふうに考えてございますし、そのことをぜひとも行政として、これもなかなかかわることは難しいんですけれども、果敢にかかわって、そしてぜひ実現をしていきたいというふうに思っている一人でございます。ぜひいろいろな御指導、御協力をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） やはりこの棚田の地域からしますと、春は遅い、秋は早いというようなことで、本当に耕作するには難儀な場所であります。そのことは皆様は十分に御承知であると思っておりますけれども、今、村長が言われたように、その中でやはり所得を上げるということで、そこにつながらないとこの棚田の耕作も難しいというようなことであります。そうするには、その短い耕作期間の中である程度の面積を耕作して所得を上げるということになりますと、やはり小さい田んぼでも圃場の排水はしっかりして、作業のしやすい状態にしておかないと作業効率も悪い、期間もかかってしまうというようなことになりますので、私も前回も質問した2017年の折にもこの件については質問はしましたけれども、やはりそういう面で圃場の整備、村のほうで取り組んでおる農業基盤整備事業ですか、受益者が2割負担というような、そういう事業にも取り組んでやっておるんですけれども、それでも2割負担が生ずるというようなことで、なかなか広範囲に皆さんが取り組む状態にはなっておりません。やはりそういう面をもう少しかさ上げしていただくとか、そういう支援をしながらやはり、基盤整備はできないんです、山間部で棚田の状態ですから。現状を維持した上での排水対策をしっかり講じていただければ、今1町歩をつくっている人がもう少し広範囲につくれるような状態にもなろうかなと。そういうことによってできる人が少ないなども耕作範囲を広げる一つの方法も講じられる、考

えられることだと思います。

そして、今、村長の答弁にありました。のり面に吹きつけする、大変あれは効果がある事業というかな、取り組みかと思います。どういう形であそこにされたのか、ほたる火の会場すばらしい今、緑、雪が降る前、直前ですけれども、真っ青な緑の状態では雑草は何も生えてこない、その張りつけたものだけが青々として、大変いい効果のある取り組みかなと思っております。そういう面をもう少しやっぱり支援しながら拡大していくことによって、耕作者が少しでも効率よく棚田の耕作ができるというようなこともあろうと思います。

そして、そんな中ですけれども、今、豊牧集落において第5期の対策についてどうなるのかというようなこともいろいろ役場のほうに、担当職員に伺っておったんですけれども、その流れの中で県の農林水産部の農村計画課の荒志田課長補佐から話があって、ひとつ豊牧地区をモデル地区にした取り組みというようことでこれから進めていきたいが、どうでしょうというような話がありまして、そういうことであれば早速一緒に活動して取り組んでいきたいというような思いを話したところ、その地区で農業に関する第5期に関するアンケート調査を実施したわけです。そういう中で、結果的にはやはり不安を抱えながらも、何とかもう少し頑張りたいという方が、ある程度の人数がおられましたので、ここはぜひともそういう方から先頭に立ってもらって、棚田の振興に少しでも広範囲に協力していただけるような手だてを考えていきたいというようなことで、ついせんだって12月3日にもその荒志田課長補佐、それから県庁の職員の方、そして総合支庁の方、村からも担当の職員が来て話し合いをしたところです。そして、ワークショップというようなこともやりながら、これからの5年、10年先の方針について集落戦略をつくって、それによって中山間地域等の直接支払も10割交付をいただけるというようなことでありまして、それがないと普通の農業生産だけですと8割交付なわけですよね。2割の8割というようなことで、それが集落戦略をつくってこれからの方針を、計画性を持たせることによって1割交付を受けられるというようなことでしたので、何としてもその交付金額を活用したいというような思いから、せんだってワークショップをやって、これからの後進を導き出していこうというようなことで、部落で20人ほどが集まってその話し合いをさせていただいたところです。今後はそのワークショップの中での話し合いをもとに取りまとめをして、なるべく早い時期に県のほうからその次の手だてというものを進めていきたいというようなことで考えておるところでした。

参考までに紹介なんですけれども、そういう動きがあって初めて若い方もやはりみんなが注目している、やはり所得もある程度、交付金もやれる、所得も上がるというようなことにつな

がっていけば、もう少し頑張っていただけの方が出てくると。自分の住んでいる集落のことばかりですけれども、豊牧集落においてもそういう若い方がある程度まだ確保できておりますので、そういう輪を地域全体に、やはり四ヶ村地区が、4つが広域的な取り組みによって交付金もかさ上げされるというようなことだと思いますので、これからの目標としてはそういう指導も担当課からしていただいて、ぜひともそういう効率よい交付金の受け方というものに取り組んでいきたいと、そんなふうにも思っております。

これは四ヶ村だけでなく、いろいろな形で大蔵村でも取り組んでいる集落もあると思いますので、そういう方々とも連携をとりながら、全体的に大蔵村のかさ上げをやっていきたいというふうな思いをしておりますので、まずとりあえず四ヶ村地区の広域的な話し合いというものこれから各他の集落に話を持ちかけて賛同していただけるような方向性を見出していきたいと、そんなふうにも思っておりますので、担当課も指導のほうもひとつ今まで以上に指導していただけるようお願いしたいと思います。

こういった取り組みでありますので、この全国の棚田サミット、一つ私も大賛成で、この事業に取り組むには賛成しておる者の一人でありますので、この来年の棚田サミットの効果というものを大蔵村全体に波及できるような、やはり効果のある大会にしていくように、それによって持続可能な地域の取り組みも生まれてくるんだなと思いますので、ぜひともこの件には期待をしておるところです。私も協力したいと思いますので、ぜひお互いに話し合いをしながらこれから詰めて、担当者の新しい人が運営された、新しい人というか、この件についての担当者も採用して、取り組んでいる村の力の入れ方も十分に伝わってきておりますので、ぜひ成功できるように頑張っていきたいなと思っております。

私の質問については、なかなか自然遺産としての新たな取り組みについてももう少し積極的に村長の考えを引き出したいと思っておったところですが、なかなかその点については難しい面もあるのか、思い切ったその政策の打ち出し、方針というものはなかなか得られないきょうの話し合いかなと、質問かなと思っておるんですけれども、重ねてもう一つ、単なる自然景観の保全だけでなく、やはり遺産としてその価値観をもう少し共有できる、高めて全国に知らしめる地域なんだ、棚田なんだというところを訴えていただければと、そういうふうにも考えておりますので、この点についてぜひとも再考して、積極的にこの遺産としての棚田の保全というものをしっかり指導して守っていただきたいと。それには大いにやっぱり地元も協力して、地元のためのものですから、その点についてもいろいろ自分なりに思いを部落で話し合いをしながら、自然遺産としての棚田のこれからの持続というものをもう少し強く求めて

いきたいと思っておりますので、その点はその地域の人とやはり行政がある程度の支援、ある程度ならず積極的にやっぱり支援をしていただくことが大事なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。その点についてもう一つコメントがありましたら、村長の考えを伺って、最後の質問にいたします。お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員からは最後の締めとして四ヶ村の棚田、125ヘクタールというふうにも言われてございます。四ヶ村全体に広がるすばらしい自然遺産でございます。これに対する力強い支援というふうなこと、きょうは難しいような話でしたけれども、私の思いとしてはこれ以上ない気持ちでお話をしている、そして提案申し上げているつもりでございます。

まず、それには来年度に控えてございます棚田サミットをまず成功裏に終了すること、そして同時に棚田振興法というふうなものがつくられて、そして棚田地域振興活動計画というようなものを地域でこれはつくらなくてはいけない、当然村が入ってつくることになります。これによって、長南議員がおっしゃっていたほとんどのことができるのではないかなというふうに思っています。

ただ、これも魔法のつえではございません。なぜかという、何回も申し上げますけれども、地元の方々の盛り上がり、まとまりが不可欠でございます。そういったことで、村としては何でも協力をいたしますので、ともにまず手を携えて頑張ってまいりましょうということを申し上げたいというふうに思ひます。

何回も申し上げますけれども、本当にかえがたい遺産だというふうに思ひます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その遺産だけでは食べていけないというふうな現実を踏まえて、より地域の方々が生活というものを、以前と比べて大変、何というんでしょうか、収入が上がったというふうにも実感できるようなやり方でやっていただかなければ、ボランティアも長続きしません。有償ボランティアもわずかだとすれば、なかなかそれは永久に続かない。同じようにやはり利潤が全てではないんですけれども、そういった形で理解していただける、協力していただけるそういったものの体制をしっかりと構築していかなければと当然思ひます。

そういうことで、担当部署として精いっぱいのお力を、皆さんと一緒に頑張ってまいりますので、地元の議員としてのサポート、そして指導をお願ひしたいというふうに思ひます。村としては本当に一生懸命頑張ってまいります。よろしくお願ひいたします。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 私は、清水・合海地区の最上川堤防は大丈夫かということと、役場庁舎、診療所の水害に備えた対策は、また、移転はと村長に伺います。

昨年につきことしも台風が襲来し、千葉、関東の風水害、長野、福島、宮城では堤防が決壊し、多くの人命が失われ、建物や施設が被害を受けました。

いつ、どこで、何が起きても不思議でないのが昨今であります。村を流れる最上川も50年、100年に一度の氾濫が考えられます。最上川の堤防が完成したのが50年前で、その間大きな被害もなかったが、地球の温暖化など自然環境も大きく変化しており、越水による堤防決壊が考えられ、その対策が急務である。村長の考えを伺います。

2点目ですけれども、役場庁舎、診療所など、行政、救命救急医療の中心施設は、堤防が決壊した場合、機能不全となり、村にとって甚大な被害が予想されます。想定される被害がどのようなものになるか、そしてまた、被害を最小限に食いとめる対策は考えているのか、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「清水・合海地区の最上川堤防は大丈夫か」と「役場庁舎、診療所の水害に備えた対策は、また、移転は」という海藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、「清水・合海地区の最上川の堤防は大丈夫か」という質問にお答えいたします。

清水・合海地区の堤防は、昭和33年に建設省の直轄事業として着工され、清水地区の旧大蔵橋から合海地区の通称「テング」までの区間約3キロメートルが昭和43年に完成しております。これは、最上川の中流域としては一番最初に工事が施工されたものであり、逆に言えば築堤前は清水・合海地区が洪水被害の常襲地帯であったことを物語っております。その後も堤防の拡幅工事や漏水防止のための矢板の打ち込みなど補強工事が施工されており、築堤以来50年以上を経過しておりますが、一度も越水や破堤など洪水被害に見舞われることなく現在に至っております。今もこうして清水・合海地区が村の中心地としてあり続けるのは、堤防によって守られているからこそであります。

議員からは、越水による堤防決壊の対策についての御質問をいただきました。越水を抑制するための対策としては、堤防のかさ上げや河川の断面を広げるなどの対策が考えられますが、最上川の上流から下流まで流域全体を考慮して整備を進めることが重要と考えます。寒河江ダムや村山市の大久保遊水地などは下流域の洪水調整を主な目的として建設されたものであり、

最上川中流域を管轄する新庄河川事務所では、本村下流域にある新庄市畑地区において治水対策に着手しております。これまでも国土交通省では最上川河川整備計画にのっとり、流域全体の整備を順次進めているところであり、こうした河川整備によって私たちの生活基盤が確保されているものと考えております。本年、大蔵村においても河川敷地内の立ち木の伐採が清水・合海・白須賀地区で行われております。これは、河川水の流下を阻害している支障木を伐採し、流下能力を向上させるために行っているものであります。現時点では最大限の対策がとられているものと考えております。

しかしながら、議員御発言のとおり、近年の梅雨前線や台風の大雨による災害は甚大で、本年10月の台風19号では、千曲川や阿武隈川など全国各地で堤防の決壊や越水による洪水被害が発生し、県内においても高島町や川西町で家屋の浸水被害が発生しました。大蔵村においては、中小河川の護岸や村道の損壊がありましたが、幸いにも河川の洪水被害は発生しませんでした。しかしながら、阿武隈川のような大河川でも氾濫することを考えますと、最上川でも同じようなことが発生してもおかしくない状況にあります。

先ほど申し上げましたが、河川の整備促進、特に堤防の強化、河床掘削などの推進について、今後も関係機関へ要望活動を展開してまいりたいと考えております。しかし、全ての災害を防ぐことは困難でございます。何よりも大事なことは、自分の命を守る行動をとっていただくことです。地域住民みずからが防災意識を抱き、大雨のときなどは気象警報や村で発令する避難勧告などに注視をしていただくことが最も肝心であると考えております。

昨年は清水堤防50年を記念して、堤防の散策会やハザードマップを使用した防災に関する講習会を行いました。来年度は、白須賀堤防20年の年に当たりますので、何らかのイベントを開催し、洪水被害に対する防災意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。今後もハード、ソフト両面による防災・減災対策に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、2点目の「役場庁舎、診療所の水害に備えた対策は、また、移転は」という御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、台風19号では川の氾濫、堤防の決壊に起因する被害が甚大で、宮城県丸森町では避難先の役場庁舎が浸水し、一時孤立状態となりました。この状況をテレビで見ながら、本村に重ね合わせ、事の重大性を再認識した次第です。

議員御承知のとおり、本村のハザードマップでは、国道と堤防に挟まれた役場を含む清水・合海地区は洪水時5メートル以上の浸水になると想定されています。役場や診療所の機能不全

はもちろん、清水・合海地区の住宅が2階まで浸水する被害が予想されます。こうした場合、自分の命を守る行動が重要であり、事前に全員避難することが最も大切なことと考えます。

このことから、日ごろから国による最上川堤防の安全管理の徹底と、大雨時には最上川上流部を初め県内各地の状況を的確に把握し、早目早目の判断で避難勧告、避難指示を発令し、人命尊重を最優先にした対応を行っております。最上川の氾濫が予想される場合には、大蔵小学校、大蔵中学校が避難先になるわけですが、状況を見ながら隣接市町村への避難も視野に入れなければならないと考えます。

こうした災害に見舞われた場合の災害対策本部となる役場機能としての混乱は避けられないものと考えます。有事の際、災害対策本部機能は大蔵小学校など、ほかに移すことが考えられますが、いずれにせよ、避難者の対応や災害対策本部などの設置詳細については職員一致の認識のもと対応してまいります。

また、診療所を含め新庁舎の建設については、さまざまな方向で内部検討を行っておりますので、諸課題をクリアしながら早目に結論づけたいと思っております。

以上、答弁といたしますが、海藤議員を初め議員皆様にはより一層の御理解と御協力をお願い申し上げて、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 今、本当に地球温暖化の影響で異常気象による集中豪雨は日本中あちこちで発生しております。台風15号、19号が日本列島を襲来し、長野県の千曲川や宮城県、福島県を流れている阿武隈川も氾濫しました。堤防から水があふれ、越水や土砂災害で住宅被害が14万棟にも及ぶということでした。清水・合海地区を流れる最上川堤防が完成して50年になります。本当に今まで被害もなく、堤防のありがたさを感じているところでございます。

過去の洪水といたしまして役場地内に標示されている昭和31年の洪水のときの水位の標示ですけれども、私の家もやっぱり前の道路も増水しまして、あの当時家でも乳牛を飼っていたんです。そんでもって小学校1年ころだったと思いますけれども、その当時やっぱり家に置けなくて、学校のグラウンドの下の高台のほうに牛を移動したことを覚えております。また、それで今の家の前もそうですけれども、あそこまで船が来て、本当に何でここに船が来るのかと今も覚えているんですよ、50年も過ぎていきますけれども。今もそういうふうな洪水を思い出しますと、本当にこの堤防がもし決壊したことになったらどんなふうになるのかなと今も本当につくづく時々考えるところがあるんです。異常気象により50年、100年に一度の集中豪雨が本当にあす起きてもおかしくないような状況でございます。

ただいま堤防のほうも幅出しをやっておりますけれども、本当にあの堤防の強度には有効でございますけれども、越水を考えた場合、越流ということで堤防の外側のほう、決壊するというか流されるというようなことになってきますので、そのところをやっぱり堤防の幅を出すだけじゃなくて、やっぱり高さも必要じゃないかなと思うんですけれども、そのところの役場の対応といたしますか、国土交通省に語りかけるという、そういうことはこれからどういうふうにするか、その点を教えてもらいたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 海藤議員からは過去にあった今までの災害というか洪水の中で一番激しかった昭和31年の大洪水の話をしていただきました。清水、合海に暮らしている方々については大変な思いをされたんだろうなというふうに思っています。それ以降、先ほどの1回目の答弁で申し上げたとおり、最上川中流の中では一番被害が大きかった、あるいは洪水が起きやすいこの清水・合海地区というふうなことで築堤が始まったというふうなこと、もう50年がたつということです。そういったことで、国においても県においても、この地域は大蔵村の中心地でもあり最重要地であるというふうな思いのもと、万全の対策をした堤防を築いていただいております。

今、議員から御質問があったのは、越水したらどうなるのかというふうなことの中で、国に対して、あるいは県に対して堤防の高さをかさ上げするというふうな方法に対してどんな要望あるいは方法をとろうとしているのかというふうなお話がありました。今、全国的に堤防の高さは、200年の一度の洪水に備えてつくっているというふうに言われてございます。ですけれども、つい最近の気象状況の中で、異常気象と言われる中で200年に一度のやつがことしも来て、来年も来るかもしれない、そういうふうな状況でございます。ですから、手を打てないのが実情だというふうに思っております。

そういった中で我々、国交省あるいは関係機関に要望しますと、それは十分にわかっていると言いながら、日本全国でそういった要望が非常に多いものですから対応できかねているというのが現状であるということ、なおかつ昔は遊水地、「遊」というのは「遊ぶ」と書きます。水が遊んで歩くこと、いわゆる無堤防のところ。そこに水が入って行って、堤防の高さをある程度助けていく、そういった何ですか、現状がございました。もちろん無堤防のところは、白須賀地区もそうでしたし、そういうことでほかの下流あるいは上流に対して被害が出ないようにそういうところは何カ所か設けられていたんですね。ところが、農地であったり、あるいはそこに住宅ができることによって、堤防を築かなくてはいけなくなった。そのことによって

遊水地がその河川の流域にかかわるパーセント、割合として非常に少なくなってきた。そういうことで堤防だけでその川の水を守ろうとするものですから、どうしても上へ上へと行ってしまいうんですね。あわせて、上流から土砂を運んできて川底が高くなってきています。そういうことでどうしても災害が起きやすいというふうに言われています、洪水が。そういうことの中で、今はその堤防の高さよりも下の土砂を何とかしなければいけないというふうな方向に切りかえたようであります。ただ、川の面積が非常に大きいし大変な長さでございます。そういったことから、全てのものをそれに対応することはなかなか難しいということ。

それで、去年、ことし、来年というふうなことで国土交通省では、国では国土強靱化というふうな方針を示していく中で、減災・防災というふうなこともあわせてそういった計画を出してございます。そういったものの計画を出さないことについては、予防的な予算はやらないぞと、つけないぞというふうな方向で今、国のほうからは通達が来ています。日本全国で、県単位では全てその計画がつくられたそうであります。ただ、山形県においては、35市町村がありますけれども、まだどこの市町村でもその計画をつくっているところはありません。というのは、作り方が生半可な作り方、簡単につくれるものではないんです。すごく広範囲にわたって大変な思いであります。それを今、大蔵村では策定を始めてございます。副村長を中心としてその担当チームをつくっていただいているんですけども、このことについては副村長のほうから若干説明をしていただきますけれども、今、山形県35市町村で舟形町が一番先行してございます。令和元年度、この3月までの間に何とかできるような話でありました。その次に大蔵村、何とか令和2年度の初めのところでこれを完成させたいというふうに思っています。そういったことで今鋭意、職員のチームをつくって、課長職が主ですけれども、そういった中でやっていただいているところでございます。

そういったことでございますので、あれもこれもということにはいきませんが、今の現状の中でこの堤防は最強であるというふうなこと、今の中では手を尽くしていただいているというふうに思っております。ただ、大蔵橋から先のほう、白須賀のほうですけれども、まだ樋門までの高さが1.5メートルぐらいあります。それについてはかさ上げをしていただく予定になってございます。

そういうことでいろいろなことの要望は大蔵村、こういった常襲地帯でありますので、一生懸命やっておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 今、遊水地の話がありましたけれども、最近といたしますか、昔、鶴の子

もそうでしたけれども、白須賀でもそうなんですけれども、そういう堤防ができることによって川の増水が考えられるんですね。こうなってくるとやっぱり今のそこの最上川の堤防では何かちょっとこれからの増水に対してどうかなという、私としましてもちょっと不安なところがあるんですよ。

ましてダムなんていう、ダムの上流に寒河江ダムという大きなダムがありますけれども、あそこのダムでもって水がある程度一定量ダムにたまりますと、一斉放流というか放流するんですよ。それでまたたまりますと一斉放流になって、その放流が最上川の増水に重なった場合、またそれが重なってダブルに今度出てくると思うんですよ。そこのところがやっぱり今本当に私としてもダムがちょっと不安で仕方がないんですけれども、そういう最上川の増水とダムの緊急放水ということに対しまして、この点をちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員からあったのは、寒河江ダムの放流と洪水が重なった場合はそういった危険性が出てくるのではないかなというふうなことを御指摘いただきました。まさにそのとおりだというふうに思っています。

ですけれども、ダムの放流をする場合には下流のほうにもそういった説明があるはずでありますし、ただ、放流をするということはダム自体がもうもたなくなる、満水の状態だからやはり放流をするんだというふうなことだろうというふうに思っています。そういうことで何百年に一度というふうなことの災害であれば、それは今この時点でどうのこうのというふうにお答えできるものではないというふうに思っています。ただ、私どもとしてはいろいろな都合で放流する場合には、それを各町村に事前に連絡をお願いしますということで、今までの中ではそういうふうなやりとりがされているというふうにお聞きしております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、洪水の場合はどうなるのかという、ダブルなる可能性も大いにあるものだと思います。そのための築堤、高さのかさ上げ、それも要望してなくてはいけないというふうに思っています。ただ、要望をしても、今、国の方針としてはそういうふう川底を下げると。結局上のほうに持っていけば持っていくほど、堤防自体としても弱くなりますよね。そういうことでやはり川底というふうなこと、ただ、川底も先ほど私が申し上げたとおり、下げるといっても土砂の量から考えて、あるいは川の長さから考えて簡単なものではないというふうに思っております。ただ、今やっている工事、先ほども申し上げましたけれども、畑地区で河床の掘削、川底を下げる、それから新しく堤防を設けるというふうな作業にこれから取りかかるようになってございます。今は河床掘削ということで、下のほうの作業をや

っているようであります。ということであります。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 本当に想定外ということでいろいろなことが言われておりますけれども、本当に想定外がいつどこで起こるか分からないような状態ですので、長野県の千曲川の氾濫でもって新幹線の車両基地が浸水したということもありますので、想定外のことを考えてこのことも対策を練ってもらいたいと思います。

では、2番目のほうのあれなんですけれども、役場庁舎のほうなんですけれども、先日も台風19号の襲来でもって宮城県の丸森町が堤防の決壊により浸水いたしました。あの堤防を見て、まずあの決壊した状況を見た場合、本当にこの最上川で発生したら絶対ここもやられるなというような、本当に私は切実に感じたところです。本当に今、役場前の電柱に「浸水深」と書かれて2メートルありますけれども、あの2メートルなんて堤防が決壊した場合なんかは本当に5メートルも、さっきも言いましたけれども、実際は上がるんじゃないかなというように思っているところでございます。堤防が決壊した場合のことを考えると、やっぱり役場庁舎とか診療所もやっぱり何か対策を立てておかないと、今後堤防が決壊してからでは遅いですから、その対策というものは何を考えているかちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど、その前の繰り返しにもなりますけれども、決壊するしないは、それは何というんでしょうか、その被害の状況によって起きることであって、まずはこの平成29年にハザードマップを新しく更新してつくってございます。そして平成30年度にこのハザードマップを大蔵村1,100戸に全て配りました。これはたまたま清水地区、合海地区あるいは川もとの作の巻あるいは大坪もありますけれども、こちらのほうの比良稲沢大蔵村を5つに分けた形でつくったものでございます。これを全戸配布しました。これによりますと、やはり5メートルというふうなことになるってございます。

そういったことで、破堤してからでは遅いので、まずはソフト面というふうなことで命を守る、その行動をとっていただかなくてははいけません。当然村としてはそういうふうな状況を取らして決壊するというふうなこと、ある程度わかるわけですので、その時期になればそういう連絡をしながらそういった避難命令を出すわけですが、当然そのときは大蔵小学校、大蔵中学校が避難場所となります。こういった形で全て出してございます。

ところが、今回ある集落に座談会としてお邪魔しました。このハザードマップを見たことがないという人もいます。やはりその認識度といたしまししょうか、危機管理といたしまししょうか、

そういうことも、今までがそういうことがなかったものですから、なかなかそういうのを理解していただけなかったということでもあります。

多少変わったことがございます。というのは、この村が発令する避難情報の種類というふうなことでここに3つございますけれども、この点が変わってございますので、これは来年度中に変えて、また新たに皆様方に配布をしなければならないなと思っています。何も変わったものじゃないんですよ、このハザードマップそのものは。ただ、国の基準によって避難の度合いが、レベルが変わったというふうなことで、表現の仕方が変わったということです。ここに新しい表示をしながら、そしてここに堤防の避難状況とかそういうのも書いてございます。これは地図ですけども、そういうこともしていますので、これも今こういった時期で皆さんの洪水に対しての意識が高まっているときだからこそ、こういったものもしっかり配らなければいけないなというふうに思っているところでございます。ぜひそういったことでハード面、ソフト面をあわせて注視をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

海藤議員の質問については、直接答えられなくているんですけども、あくまでも仮定の話でありますので、そういうことにならないように願うほかはないわけでありまして、人のつくったもの、自然のものでもそうですけれども、壊れないとかそういったことはないわけでありまして。誰も保証はできません。ただ、今この状態の中でこの堤防は最強であるというふうに言っても間違いはないというふうに思っております。それぐらい国や県が力を入れて整備をしていただいているというふうに私は思っております。思っているというよりも、それは実際そうなんです。下のほうに矢板、鉄板を打って、こういうふうな鉄板は余りありません、他の所では。それぐらいやっつけている。

よく言えば私は、海藤議員がよく知っているとおり、田んぼ、川の向こうのこちら側、田んぼの土が皆浮いたんですね、そこの川の圧力で。今はそれがなくなったということは、それだけ堤防の対策工事を進んでやっつけていただいているということなんですね。それぐらいまず頑張っただけでいるということでもあります。

確かにいろいろなことはこれから安心をしないで、国に対しても県に対しても安全・安心のための要望をしっかりと続けてまいりますけれども、議員の先生方からも当然、上京の際はあわせてこのことを要望していかなければならないことだというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 今、鉄板というあそこのすぐく、前、昔、私たちも堤防のできる前なん

ですけれども、あそこのところはやっぱり川の流れ、内水というか流れていて、畑なんかをやっているところは軟弱な場所です、やっぱり浮いてくるんですよ、あそこね。だから、矢板でも打たなければ膨らんでくるということでしたんだと思いますけれども、そんないろいろな箇所がやっぱりあるんです、あちこちで。何年か前も、今、水道の用水場のあるあの辺でも水圧でもって周りのほうが増水して、水圧でもって田んぼの中がぐっと浮いてくるときもあるんですね。ああいうのをなくして私ども、ちょっと遊んだような場所もあるんですけれども、そういうふうなものがやっぱりいろいろなことで堤防の決壊につながるんだなというふうに感じております。

そして、前の大蔵橋のところなんですけれども、現在の大蔵橋とあその中間なんですけれども、あそこが何かこっちの堤防より低いような感じがするんですよ。何かひょっとして低く、こっちは破れなくてもあそこから水が入ってくるような状況になりかねないと思いますので、そこのところをもう1回見てもらえたらと思います。

また、内水もやっぱりこの前も、前回も、前々回でしたか、内水の問題でもって私も質問したんですけれども、そちらのほうの内水もありますし、この内水の状況も調べてもらいたいと思います。

また、その内水の水を今は車でもってあれしているんですけれども、ポンプもやっぱり設置したほうがいいんじゃないかなど。設置してもらったほうがやっぱり蔵岡の内水対策みたいなもので、やっぱりいつこの清水地区が内水でもって水没するかという、この前の去年のもので今この団地まで水が来たということで、本当にこれから集中豪雨でもって内水も心配されるんですけれども、その点、ちょっと1つお伺いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員からは内水の御指摘もございました。この内水のことについてはこれから一般質問していただきます8番目の斉藤議員のほうから質問をいただいております。その際に答えようかなと思っていたので、海藤議員からも、排水ポンプ車はそれはそれとしていいんですけども、設置、何というんでしょうか、ポンプ場ですね、排水機場というふうな形でどこかに、この清水・合海の一番低いところにでもぜひ設置をしていただければというふうな、そういうふうな方向で考えていく必要があるだろうというふうな御指摘をいただきました。本当にそのとおりだというふうに思っています。その辺についても、今までも申し上げてきたわけでありまして、順番というんでしょうか、この清水・合海地区よりもさらにひどいところがございます、そういったところから順番になってきているというふうには

お伺いしているところであります。なかなか大変なことだと思いますけれども、こういったことも根気強く国あるいは関係機関に要望していかなければならないというふうに思っています。

なお、国のほうでは内水についてもこんな言い方をするんですね。予算の関係上ですね、一番やっぱり心配されるのは、内水でもって住居、人が住んでいる建物に影響があるところは最優先をしなくては行けないと。田んぼとかそういった農地については、二の次ではないんですけれども、まず順番としてはそういうふうな順位になりますよというふうなことなんですね。排水機場にしろ、築堤にしろ、そういうふうなことを言います。でも、私どもはよくこんな言い方をするんですよ。都会の人間ですと、じゃあ工場はやはり人がいるほうなので優先して、していただけるんでしょう。それもやっぱり生活の糧ですよ。糧を得るためにその工場に働きに行くわけですから。我々農業、農家はその田んぼなり農地がそういった生きていくための糧の場所であると。そこが荒れてしまったり流されてしまったら大変だから、やっぱりそれもきちり守ってほしいというふうに言うんですけれども、それはわかりますと。理屈の上ではわかるんですけれども、予算の配分になればそういうふうな形になりますので、それは御理解を下さいというふうにはっきり言われますね、大変残念ながら。ですけれども、それでもやっぱり諦めず、長く要望、要請することが大事なことだと思っています。

ということで、海藤議員から言われたような排水機場の設置も含めて、国、県の担当部署あるいは関係機関に議員の皆様方と一緒にあって要望活動を展開してまいりたいというふうに思っています。以上です。（「じゃあ、堤防のほうよろしく、まず対策のほうをお願いいたします。これで質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君）　ここで休憩いたします。

再開は3時45分。

午後3時32分　休憩

---

午後3時45分　再開

○議長（鈴木君徳君）　休憩を解き、引き続き会議を開きます。

2番八鍬信一君。

〔2番　八鍬信一君　登壇〕

○2番（八鍬信一君）　教育費の減免について、村長、教育長に質問します。減免というのは、減額と免除のことです。

近年、子育て支援政策の中で学校給食費を減免する市町村がふえつつあります。この背景に

は、保護者の教育費に係る負担軽減を図り、子育て支援の向上、教育環境の充実を目的としたもので、行政、地区民全体で子供を育てようとの意識のあらわれであります。

当大蔵村も、教育費の軽減の一環として給食費の減免を検討するべきであると考えます。

県内では、鮭川村の児童生徒の給食費完全無償化が平成29年に実施されております。いろいろ検討課題もあると聞きましたが、当村では初めに小学校の多子保護者に対する給食費の減免を検討してはどうでしょうか。伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「学校給食費の減免を検討してはどうか」という八ヶ岳議員の質問にお答えいたします。

学校給食については、学校給食法において小中学校の給食の提供に係る経費の負担について定めがございます。それによりますと、給食の実施に必要な施設、設備、運営に要する費用は学校設置者の負担として、これ以外の学校給食に要する経費、いわゆる食材等については学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担とすると規定されております。

本村においては、法律の規定に基づき、受益者負担の観点から、学校給食費として保護者から御負担をいただいているところでございます。その一方で、管内でも自治体独自の子育て支援、少子化対策の一環として、給食費の無償化や一部補助を実施していることは把握しております。当然、大蔵村におきましても一部補助というふうなことで実施してございます。

議員御承知のとおり、本村では他市町村に先駆けて、安心・安全な大蔵産米を学校給食の主食として全量無償提供し、食育並びに地産地消、保護者の負担軽減、さらに子供たちの郷土愛を育てるという観点で支援を実施しているところでございます。

また、さまざまな家庭の事情より給食費の支払いが困難という個別の案件については、一定の要件はあるものの、就学援助制度により学校給食費を初め就学に必要な各種費用について支援しているところでございます。

本村では、学校給食に限らず、子育て支援として誕生祝い金の支給や保育料の無償化、中学生までの医療費無償化、子宮頸がんの予防接種補助、公営塾である未来塾の実施、子育て支援住宅建設など、多くの施策を実施し、子育て世代の支援の拡充も図ってきたと自負をしております。

議員御提案の小学校の多子世帯の保護者に対する給食費の減免については、以上の事情も踏まえつつ、財源の確保など、今後、総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解と御

協力をお願い申し上げます。

それでは、教育長に答弁をかわります。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、子供たちにとって学校給食は、健康の維持増進、望ましい食習慣、社交性や共同の精神を養うこと、自然の恩恵、食にかかわる人々を知るなど、食を通じて地域などを理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解する機会と捉えるとともに、子供同士同じ給食の味を共感し合ったり、食事の礼儀や作法、自分の思いを伝え合ったり、たくさん食べることの達成感や、苦手な食材に挑もうとするチャレンジ精神など、多くを学ぶ大切な時間でもあり、楽しい時間でもあります。

一方、国や県の補助対象とならない学校教育施設の老朽化に伴う修繕、各種授業で使用する教育備品などに正直、毎年費用がかさんでおります。なかなか学校からの全ての要望に応えることができない状況にあります。そういった中でも、直接指導にかかわる教職員のほかに、村単独で教員免許のある学習指導員を小学校には5名、中学校には2名、そのほかに教育補助員を中学校に1名配置して、特別な支援を要する子供の補助はもちろんのこと、学習支援も担任教師と協力して行なっております。「村づくりは人づくり」という理念のもと、厳しい財政事情の中でも皆様方の御理解をいただき、教育環境の拡充を図っていただいております。

こうした状況踏まえたら給食の話に戻します。私個人も、食事そのものは本来個人が負担するもの、つまりは受益者負担が基本であると思っております。学校、自宅、外出先などなど、どこにいても食事は必要でございます。家庭の事情で支払いが困難な世帯には、村長から答弁のあったように就学援助制度がありますので、議員御提案の小学校の多子世帯の保護者に対する給食費の減免につきましては、今のところは考えてはおりません。

しかしながら、日々教育をめぐる環境も変化しております。今後は他の自治体の動向も見ながら、子供たちの健やかな成長のために真に必要な支援を検討してまいりたいと存じますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの答弁といたします。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ただいま村長、そして教育長から答弁いただきました。学校給食法という法律は確かにあります。ただし、これが制定されたのが昭和29年の話でありまして、その後、

内容的には更新しているものの、現在の現況にはそぐわない法律ではないのかなとまずは思います。というのは、当時は給食費は安かったでしょうし、今は物価に伴って食材関係からいろいろな面で上がっているし、また、生活的にかなりの費用が世帯ではかかっているということなんです。それらの観点から、全国的に今、給食費の減免、減額、そして免除をしているという状況にあります。そんな観点で、鮭川は無償化に踏み切ったということでした。無償化とまではいなくても、いろいろな面で減免措置が必要かなと思います。

現況を話しますと、小学校の給食費はことし令和になり、10円値上げして1食255円、245円から10円値上げしました。消費税の関係です。中学校は据え置きで290円、これは1食です。小学校で195食なのかな、丸々計算すると4万9,725円、約5万円の年間の出費になります。中学校については年間5万5,400円ぐらいですかね。いずれにしても5万円以上。これが多子になりますと、当然2人子供がいれば10万円、11万円、それで3人いれば16万円、17万円という数字に膨れ上がっていきます。

そこで、各行政とも今、保護者の負担軽減を考えてその減額をしている、もしくは免除しているという状況にあります。県内の動向を見ますと、ちょっと平成30年の資料しかないんですけども、平成30年9月1日の市町村別学校給食費ですけども、これが平均月額で出ています。月額で見ますと、小学校が5,500円ですね。その辺の小学校の月額を見ますと、安いところで4,290円くらいから、あとは高いところで5,220円。だから、大蔵村の4,500円というのは、間違いました、5,500円というのは必ずしも、違います、月にしますと4,500円、これは年間です。すると大体中間ぐらい。村長が言われる米を無償提供しているというようなことから安くなっているのかなと思います。ただし、小学校の中で、小学校というか保護者の中でやっぱり3子、2子いると高いんだよという話が結構出ています。そのような実態について、村長、どう思われますか。伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八楯議員からは学校給食の最初の時点からお話をいただいたというふうに思っています。この法律は昭和29年にできたということで時代にそぐわない、まさにそうだというふうに思っています。ただ、学校給食本来の目的というのは、今の時代の流れの中で求められているものとは大きく違ってまいります。というのは、当時は子供たちがバランスのよい栄養のとれたものを食べることができなかった。それで学校給食が始まった。それが山形県鶴岡市から全国の給食が始まったというふうに聞いてございます。今は飽食の時代の中で、逆に子供たちは過食ぎみ、あるいはいろいろな栄養の偏りは出てきているのかもしれない。

それから、もう一つ言えば、これは大変失礼な言い方でありますけれども、今、保護者の皆様方、大変忙しい時代、いわゆる共稼ぎ、そういったことから逆に子供さんの弁当について、できればそういった形で学校給食という形でやっていただければ非常にありがたいよというふうな中での今はそういうふうな趣旨といたしましうか、目的になってございます。それは昭和29年からずっとやってきた学校給食法の中での推移でございますので、いいの悪いのと言っているわけではございません。ですけれども、今の給食のあり方というふうなものと時代の流れというのは、金銭にもありますけれども、時代にそぐわないものになってきている、それは間違いのないことだというふうに思っています。

そして、確かに2人、3人となれば、特に小学校、中学校までの中でその子供たち全員3人いらっしゃれば、3人が全部そういうふうになれば非常に負担が大きくなっていくというふうなことも理解できます。ただ、それのみではなくて、いろいろなことを村としても支援していますし、順序が私はあるんではないかなというふうに思っております。

そういった中でよその町村でしていないことをやったり、また、そういったこともおのおの町村の特徴を踏まえてやっております。それから、最上郡の中見ましても、まずは8市町村がある中で鮭川村これは大変失礼なんですけれども、町村名を出して大変申しわけないんですけれども、鮭川村が完全無償化というようなことをやっていますけれども、それ以上についてはなかなかふえない理由というのはそういったこともあるんではないかなというふうに思っております。

そういったことの中で議員のおっしゃる多子世帯についての減免を図っていくべきではないかというふうな趣旨については、私も理解できるものであります。ですから、ここではしないというようなことではなくて、いろいろな検討の中でやはりやっていかなくてはいけないんではないかなというふうに思っています。ただ、これは便宜上の検討をするというふうな言い方ではなくて、やっぱりこれだって時代の流れですので、何年か後にやらなくてはならないようなことになるかもしれません。

例えばきょう、高校生までの医療費の無償化について村としての方針を申し上げました。これについても即決でなったわけではございません。以前にも何回もそういったことがあって、むしろ高校生までになったのは大蔵村が遅いというわけじゃないですけれども、山形県の中では中間あたりであります。でも、中学生までにしたのは大蔵村は早かったんです。

そういったこともあわせ、いろいろな順序を踏まえて、しかも財源の手当て、それをやっていかないうちはなかなか大変なのかなというふうにも思っております。例えば不安定な財源

をもとにしてそれをやった場合、もしその財源が入らないこと、あるいは極端に減額になった場合、その手当てをどこからするのかということも踏まえなくてはいけない。それが村の財政のあり方だというふうに思っています。いろいろなことの中で精査しながら、検討しながら、しっかりとこういった子育て支援についても考えてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 今、村長から無償化についてそういった考えを答えてもらいました。そして今、これからさっきも考えていたということです。ただ、何より現状、今、子供たちの安全、それから学習、勉強する場の環境、これを村の教育委員会大きな場全て一人ずつ、というのも来年からいよいよ大幅に学習指導要綱まず小学校が変わります。次の年、中学校が変わります。その次、令和4年、高校が変わります。それに向けてここ三、四年前からやっぱり指導要綱に基づいた環境の整備ということで、先ほど答弁した学習指導員、これは県内の管内でも非常に村の理解が厚く、5名小学校、クラスの先生のほか、これはあくまでも子供の安心、それから正直、学級、一緒になって先生から見守って、そういった部分で相当の教育予算を計上するというふうなことで、非常に言い方は失礼ですけれども、まず優先的にという教育目標の中での厳しい財政の中での順番ではありませんが、そういった形で推進していくことをまず御理解していただき、決して給食費の軽減に関しては全然論議していないということではないことを申し添えます。

それから、その通知ですが、一昨年30年現在、7月27日の資料では、山形県において完全無償化は、先ほど言ったいつなのか、一部無償化大蔵村みたいに一部補助で米飯を週5日のうち4日間行い、1日を除いて、その4日全部村で法律で10年前に取り組み、こうした一部無償、一部補助の自治体が11カ所で、何も取り組んでいないというのが23市町村で、最上管内においては大蔵、真室川、金山が同じような一部補助軽減、一部補助、村で米を買ったり、そうした金額も大蔵、低くはないです。

済みません、大変済みません、先ほどの月々の給食費、ちょっと改めて教育次長より現在の大蔵村の数字とか、昨年の一部をちょっと改めて答弁させていただきます。よろしく御理解ください。議長、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長。

○教育次長（矢口眞二郎君） 先ほど八鍬議員のほうから給食費の比較ということでおっしゃられていました。私の手元には県全体で比較したものが、新しいものがちょっと見当たらずで、

平成30年5月1日ということでの比較でございます。それによりますと、大蔵村4,454円ということとなるのですが、この数字というのは最上管内では一番低い額で、山形県内では3番目に低い額でございます。そういったことを含めまして、決して県内におきましても高い数字でないということを申し添えたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 県内でというか、先ほどは県内の話が出てきたのですが違うと思います。

先ほどは給食費の実態ですけれども、今度は小学校の多子状況についてちょっとお知らせしておきます。小学校全児童数、今は169名です。それで、児童2人世帯が39世帯、3人が6世帯、あとは1人ということになりますけれども、これが中学校を含みますとまた変わって、小中就学児童生徒にしますと、2人世帯が56、3人世帯が10、4人世帯が1というふうな数字になります。小学校については、多子の割合が119世帯分の45ですから約38%という数字になります。この数字を見ても多子が結構多いなど。それで、多くの保護者が負担軽減を求めているという話です。

全国的に見るとやっぱり子育て支援、これは村長の最も看板を上げていることなんですけれども、子育て支援の中で多子世帯保護者の経済的負担軽減を図るという目的で、いろいろな形で補助事業をやっています。紹介しますと、多子世帯の学校給食に関する減免実施要綱を設定しているところ、または多子世帯学校給食費減免制度、ほかに多子世帯学校給食費助成県交付制度など、いろいろあります。内容を見ると、多くは小中学校の就学児童生徒が2人から3人以上の世帯で2子が2分の1減額、3子が全額免除などなど、いろいろなパターンがありますけれども、中には高校から小学校まで3人以上の就学に対する補助制度、18歳までの3子補助制度もあります。

以上のことから考えれば、私は先ほど来いろいろな経費負担の原資ですね、その辺はどうするかという話になるんですけれども、村長がやっぱり一番打ち出している子育て支援に該当する部分じゃないかなと、いろいろな面で子育て支援事業を今やっていますけれども、その一部として取り入れてもらえればいいんじゃないのかなという気がします。第3次総合計画の中でもこれはうたっています。給食費の減免はしていませんけれども、第3次大蔵村総合計画の中で、これは平成22年から平成31年と、ことしで終わる予定ですがけれども、次は第4次に進むわけですがけれども、その中で子育て支援拡充というものがあります。1つは誕生祝い金、そして入学祝い金支給事業、これは今現在やっています。そのほかに新たに親の子育て費用の軽減を図る施策を展開するというふうになっていますけれども、この中身というのは一体どういうも

のなのか、実際、現時点で行っているものなのか、この辺が学校給食費の軽減に当たるものなのかなという気もしますけれども、村長、この辺の説明、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八ヶ岳議員は第4次総合計画の計画策定委員長としてその重大な任務に当たるというふうなことを踏まえて、恐らく常々考えていらっしゃるところ、ぜひ、大蔵村の子育て支援の中で一番大きなウエートを占めるといいでしょうか、効果が絶大であるというふうな信念のもとにこの提案をされているというふうに感じたところであります。

確かにそういったことは大事なことかと思えますけれども、やはり何というんでしょうね、理想と現実というのは違うかと思うんです。やはり八ヶ岳議員がおっしゃるのは、現実を見てしっかり対応しなさいよというふうなことで、子どもはやっぱりどうしても総論を言わなければだめ、その中での個別に入ってのいろいろな施策を吟味していかなくてはいけないというふうな立場にあるものですから、なかなかかみ合わないこともあろうかと思えます。

今、具体的に軽減の方向として、1子はまず満額というふうなこと、2子については2分の1、3子については免除というふうな提案の中ですね。そうですね。（「はい」の声あり）そういうふうな考え方ということ、やはりこういったことも現実性がありますし、考えていかなくてはいけないことだというふうに思っています。

例えば保育の料金でございますけれども、これについても一番早くやはり子供さんを産めよふやせよというふうな立場の中で国も各自治体も挙げて推奨してまいりました。その中で一番早い子育ての段階なものですから、どうしても学校、小学校、中学校というよりも保育所というふうな、あるいは幼稚園というふうな立場の中の支援が早くなったのはそのことかなというふうに私は感じているところです。そういったことで、その段階にしてもやはり、今、八ヶ岳議員が実際におっしゃったとおり、1子については満額、2子については2分の1、3子については無料というふうな段階的軽減措置を今までの流れの中でとってまいりました。恐らくこの給食費についてもそういった形で私の予想では推移していくものではないかなというふうに思っています。

ただ、何回も申し上げますけれども、今の段階ではその以前にやらなければいけないものがあるんだというふうに思っています。それを手当てしないうちは、私も思います。やはり人間なりいろいろな動物は物を食べなければ生きていけない。特に人間は3食きっちり時間ごとに食べるというふうな中で、それはあくまでも親の責任としてしっかり果たしていかなければならない分野なのかなと私はそんなふうに考えています。そういったことから、どうしてもお金

のかかることではあっても、後回しというふうな言い方は変なんですけれども、そういうふうな位置づけになっているんだというふうに思っています。決して私もやらないというふうな、あるいは教育長もやらないというふうなことではなくて、今後さらに検討しなければいけないと、あるいはその時期がまだ少し早いのかなというふうな思いでございます。決して軽んじているわけではなくて、八ヶ岳議員のおっしゃっていることは的を射ていることでもありますし、ただ、今すぐこの場でやれとか、やらないとか、やらないというか、そういうふうな断定ではないということを御理解いただければというふうに思っております。趣旨についても流れについても十分押さえているつもりです。

ただ、私の考えとしては、最初に言ったとおり、給食のあり方というものが今はまた別の観点で捉えられているというふうなこともあえて申し上げたところであります。それがいい、悪いというものではございません。大事なことです。時代の流れとして必要なものは必要ですし、そうなっていかねばならないものはそうならざるを得ないわけでありまして。そのことを議員からも御指摘をいただいたと思います。十分心にとめて今後、鋭意検討してまいります。

まずは財源の手当てをどうするのかということも必要なことかというふうに思っています。それから、最上郡圏内、その中でどれほど浸透しているのかということも見きわめることも大事なことなのかなと思います。ただ、私はほかの町村がしているから必ずしなくてはいけないというふうなわけじゃないんですけれども、例えばさっきの例にいたしますと、高校生までの医療費無料化についてはもうほとんどの最上郡の中でやってきている、じゃあ大蔵村だけですよというふうになったときには、どうしても最初に中学校までやったとしても、それはやらなくてはいけないことなのかなというふうに思っています。本来はこういった子育てあるいは子供に係るいろいろな経費については、私は国が持つべきだというふうに思っています。これは統一をするべきだというふうに思っています。はっきり言えば、私たちの首長の選挙公約やそういうふうなものになってはいけないものだというふうに思っているんです。住むところで生まれたところで、子供たち自身に格差があってはならないものだというふうに私は考えてございます。ですけれども、残念ながらそれは理想と現実の中で乖離がありまして、どうしても我々首長なり、あるいは議員の皆様方のそういった公約みたいな形でおさえてしまうというところがあること、そのことについては非常に残念なことだと思っています。

ですから、やはり我々はこれから声を大にして、こういったことを自分たちの自治体でやることも大事なんですけれども、国としてしっかり基準を決めて、逆に言えばそういったことを余り各市町村が飛び抜けてやるということは違反行為だというふうに私は思っています。です

から、その辺も逆に統一するべきであり、そのかわり国としては責任を持って中以上の福祉の手当てというものをしっかりしていく、そういうことが求められている時代ではないかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 村長の話では、やらないとは言わないということは、やるというふうには私とります。ということで、村長も教育長も検討という話ですけども、その検討とただ単に言われてもどういうことを検討するのか、いつごろまで検討するのか、それだけを村長と教育長にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 逆質問ではないんですけども、例えば八鍬議員が今回提唱した完全無償化になりますと幾らぐらいの予算になるか捉えていますか。（「ちょっとはじいていない」の声あり）でしょう。（「ちょっと小中も含めてどのくらいになるのかちょっと」の声あり）半端じゃない額ですよ。（「はい」の声あり）ということも踏まえて、やはりきっちり検討しなくてはいけないと思っています。

ですから、私がさっき申し上げたとおり、政治用語の検討ではなくて、本当にこれは近い将来やらなくてはいけないことになってくるというふうに思っています。さっきの保育料と同じような考え方のものでありますから真剣に考えていくということ、ただ、今すぐに例えばこの12月定例会でやったから来年のまた同じ12月定例会でいかがですかと聞かれても、まだ1年というふうなことの中では私は答えることはできないというふうに思います。はっきり申し上げます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 教育長としていつごろは、そこら辺は村長と違って現実的に申せば、学習量、それから今騒がれている公共iPAD、そろえるため、そういうものがまず充実する、まず急務から1年、2年、3年、高校の3年間はまず教育指導、学習指導、熟知指導、その点に重きの予算計上を当教育委員会としては考えております。

ただ、やっぱりきょう八鍬議員から質問された内容、当然まだ教育委員会、改めてこういった再度検討、それについて、じゃあいつまで村長首長とその話し合いを急いで教育委員会のほうであわせて検討してまいります。終わります。（「議長、ちょっとだけいい。1分もしない」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 時間ですか。簡潔にお願いします。加藤村長。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） さっきちょっと言い忘れたんですけれども、米の全額補助、これが約160万円ぐらいですか、消費税合わせて。これだけは管内でも県内でも多くやっていることだと思います。（「期待して、終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 1 番 齊藤光雄君。

〔1 番 齊藤光雄君 登壇〕

○1 番（齊藤光雄君） では、最後ですので、清聴よろしくお願いたします。

では、私は、豪雨災害時、合海地区の内水対策について、村長に質問したいと思います。

今年度着工の合海大坪線道路改良について、地域住民としても大変喜ばしい限りではありませんが、季の里地区及びその他周辺の山々の雨水が改良工事に伴う排水路より集中的に合海地区の農地、農業施設（トマト・キノコハウス）等に、また、商業ハウス、どろり、その他周辺地に影響を及ぼすのは必至であり、今後の異常気象が毎年発生してもおかしくない状況にあり、地区においても昨年の7月災害で上記に掲げた地内で内水が発生しており、それ以上の災害がこの地区において想定されますので、事前防災を兼ねた根本的な内水対策を実施していただきたいと思って、村長に質問したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雨災害時、合海地区の内水対策について」という齊藤議員の質問にお答えします。

答えるに当たって、先ほど海藤議員のところと同じように最上川の洪水に対するいろいろな対策なり答弁をしておりますので、ダブることがあると思います。そういったことである程度簡潔に答弁をさせていただきます。よろしくお願したいというふうに思います。

昨年の大雨時は、内水被害が村内各地で発生をしました。農地の冠水を初め、道路冠水による通行どめなど、村民生活に大きな影響を及ぼしたことは記憶に新しいところです。また、ことしの台風19号でも私自身、内水による影響の拡大を懸念したところがございます。

内水対策につきましては、これまでも御要望や御意見を多くいただいております。内水による影響は、合海地区に限らず、最上川など河川の増水により、堤外の雨水が河川に排出できなくなることにより発生いたしますが、その対策は非常に難しいもので、一般的には排水機を設置し内水をくみ出す方法で行われております。

昨年の大雨による戸沢村蔵岡地区の状況や、ことしの台風19号による宮城県丸森町の状況等

を目の当たりにして、最上川への排水機場の設置を国へ引き続きさらに強く要望してまいります。あわせて、河床掘削による流下面積の確保や村内の堤防未整備部分の築堤促進と堤防の補強等管理の徹底を要望してまいります。

村として、これまでたび重なる内水被害を受け、最上広域組合として排水ポンプ車の導入を進めてまいりました。国による排水機場の設置まで当面、緊急時の内水対策といたしましては、このポンプ車などを活用し、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、住民の命を守ることが最優先でございます。消防団との連携や自主防災組織による避難誘導活動、洪水ハザードマップを活用した地域住民の防災意識の高揚を図ることなど、地域住民と一体となった防災・減災対策に努めてまいりたいと思いますので、今後とも議員皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） 先ほど海藤議員のときに、国による排水機場の設置ということで大体の答えはいただいて、あとはポンプ車をそれぞれの間に設置するというので、大体答えはいただいているんですけども、やはり以前より、30年ほど前よりやっぱり合海地区のこの地区におきまして合海大坪線のあの道路崩壊とともに、今458にずっと再三にわたって土砂が流出しております。それはやはり実際、応急対策として全然対策を講じてこなかったための洪水であり、今現在もやはり民地に勝手に流し、全然その対策もしていないという状況になっております。そして、それが全部田んぼに流れて、やはり個人間でやっぱりその辺のことをどうしてくれるんだとかと言われる状況のときもたまにあります。それを自分で、やはりもう亡くなっていますけれども、伊藤さんという方ですけれども、一番切実でやはり数百万円をかけて直した経緯もあります。やはり私たちもその辺の経緯も知っていますし、30年以上、大体60年代の半ばにやったんです、これは。それで、今たびたび起こっていることが実際30年になっても全然解決されておらないわけですよ。だから、これは大体みんなわかっているんですけども、この辺のことを、やはりずっとずっと命の道路というのがあるんです。

やはり去年の7月の災害のときは、大坪に行く道路も全部行けなくなる、あの坂のほうに行けなくなる、やっぱり命の道路というものがあつたものですから、村長はその辺のことをどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 道路整備とそういった水の流れというものが相反することは多々あるかと思いますが、ただ、それをそのままにしておくということではなくて、その流末を含めた形

で整備もしてきたというふうに思っているんですけども、どうしてもあそこの低いところに水というものが集まるわけですので、なかなか思いのようにはいかないというのが現実だというふうに思っています。

ただ、今後は基盤整備というふうなこともございますので、そういったこともあわせて流末を含めた排水溝というふうな形でかなり深くそういったものを整備していく必要があるかと思えます。そうでなければ、やはり水の量も多くなってきているというようなこと、あるいは道路をつくったために無計画にこちらで流したというふうな斉藤議員の話もありますけれども、その辺については詳細について実際にどの部分かということも含めて担当の高山課長等の話も今してもらいますけれども、なかなかここ、私になってからというふうなものではなくて、以前からそういうふうなものになっていたのかなというふうに思っています。

ただ、今になってあの地区にいわゆるいろいろな商売をする、そういったことが出てきております。例えばキノコ栽培、あるいは食堂を開設したりとかというふうなことの中で、あの辺の内水対策もしっかりやっぱりやっぺいいかない、本当に人が住む場所ですので、あるいはそういう働く場所でございますので、その辺の整備というものを進めていかなければならないというふうに思っています。それが村としてなかなか対策を講じられなかったということは、村の落ち度だというふうには思っています。ただ、それが完全に村の落ち度だけではなくて、こういうふうな気候になってきたからこそ、さらにそれが目立つようなものではないかというふうに思っています。自然災害の責任というのはどこにあるというふうなものではないというふうに考えています。ただ、その被害を最小限に食い止めるということは、今は行政の仕事としてあるのかなというふうに思っています。

そういうことで、今後そういうふうなことについても、この間合海地区にお邪魔をして感じてきたところでもありますし、また、合海地区では独自に地区防災訓練を実施しています。これについては特筆すべきものではないかなというふうに思っています。特に地区役員あるいは消防団あるいは食生活改善推進員、そして、合海地区の子供たちを巻き込んで、短時間でなくて小半日、半日以上をかけてしっかりと計画のもとにその危機感を醸し出しているということはすばらしいことだと、私は他の模範になることだというふうに捉えてございます。そういったことを自主防災組織の活動とあわせて、集落一丸となった活動に対して敬意を申し上げます。

ぜひ、先ほどから話し合われている堤防の強化はもちろんでありますけれども、私が申し上げたとおり、人がつくっているものあるいは自然のもので壊れないものはないというふうに思

っています。万が一に備えたそういった訓練こそが非常に大事なものだというふうに思っているところでは。ハード、ソフトを合わせた面でしっかりとこういった活動を展開していただくように、逆にこちらからお願いを申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） 大体、村長のほうからは、やはり補助整備関連みたいなことと、あと自主防災訓練のことと住民とのことで、大体は言ってもらったようではすけれども、やはりある時期におきまして、前、特定の名前をちょっと言うのはあれですけれども、信田シメジ園さんのほうでもあそこでやはり以前に、道路改良以前にやはり水害がひどくて、やはり土地を無償提供しても水路を入れてくれということをお願いしてやってもらった経緯もあるんです。でも、途中までは大きいような水路は入っているんですけれども、ちょうど県道につながるというか、それのますでは全然、ここでまたあふれてくるわけです。

だから、そういうことも懸念して、やっぱり補助整備事業もこれから清水地区で行われますので、その辺の関連と、やっぱりしっかりとしたそういったことを協議しながら、住民と話をしながらということで、やはり検討だけにとどめないで実施に向けた検討をしていただきたいと思うので、私たちも協力していきますので、地域住民としてそれだけをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 高山課長から一言。近年のことではなくて以前のことが主なようなことでありましたけれども、ぜひそういった建設畑じゃない方ですので、おわかりになったと思いますので、ひとつお願いしたいというふうに思います。

では、議長のほうからお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 齊藤議員がおっしゃられるのは、一番最初の部分が合海大坪線でこちらのほうからずっと坂を上って上り上げた部分の沢の部分だと思いますけれども、それについては若干、村道の道路側溝の排水は流れていくかとは思いますが、まずほとんどその沢には道路排水が流れていないということを御理解いただきたいと思います。

以前から齊藤議員のほうからそういった相談は受けておりますけれども、村の施設ではないというか、民地の沢の部分ですので、いろいろ関連事業ですとかほかの事業なんかについても相談しているんですが、なかなか適当な事業が見当たらないということでいまだに事業化にな

っていないというふうなことを御理解いただきたいと思います。

あと、信田シメジ園さんの部分については、これは当然、合海大坪線の道路排水が流れていきます。今回、道路改良工事をやっていますけれども、側溝の断面そのものは変わっていません、変えていません。新しいものに入れかえはしておりますけれども、断面を大きくするとかそういったことはやっていません。

先ほど来、村長のほうから話がありますとおり、全て道路のせいだというわけではなくて、やはり近年の異常気象によるものが多いというふうに思っております。去年の8月にこの辺に大量の大雨が降りましたけれども、新庄市のアメダスではこれまでで最大の降雨量でありました。大蔵村にはアメダスの設置はないんですが、国土交通省のほうで雨量計を設置しております。設置してから30年ほど経過しておるんですが、これまでに平成25年の大雨がその当時最高を記録しております。その後の3年後、平成28年度にさらにその雨量を更新しております。さらにその2年後の去年の大雨では、平成28年度の大雨の約1.7倍ぐらいの雨量が降っているということで、異常気象がもう当たり前のような、頻発して常時降っているような状況にあります。そういったことが合海地区の内水被害につながっているというふうなことだと推測しております。

私のほうからは以上でございます。（「ぜひ私たち議会にも……」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） ぜひ命を守るような対策を実施していただきたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日12月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時45分 散会



令和元年12月6日（金曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録  
(第2日目)

---

令和元年12月6日(金曜日)

---

出席議員(10名)

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第2号

令和元年12月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 83号 専決処分の承認を求めるについて  
令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）
- 第 2 議第 84号 大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について
- 第 3 議第 85号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 第 4 議第 86号 大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例の設定について
- 第 5 議第 87号 大蔵村森林環境譲与税基金条例の設定について
- 第 6 議第 88号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 89号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 90号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第 91号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第 92号 大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第 93号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第 94号 副村長の選任に同意を求めるについて
- 第13 議第 95号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議第 96号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第 97号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議第 98号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議第 99号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

第18 議第100号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

第19 常任委員会付託の請願

議第2号（請願） 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願書

議第3号（請願） 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願書

第20 議員発議

発議第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願について

発議第3号 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問、まことに御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第83号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第83号専決処分の承認を求めるについて、令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） おはようございます。きのうは一般質問、御苦労さまでございました。

あす7日は、暦の上では大雪でありますけれども、まさにそのとおりの大雪になってしまいました。けさ7時のNHKの天気予報の中で、肘折、107センチの日本一の積雪になったと報道しておりました。除雪に関する事故がないように、また、除雪の徹底を担当課に指示をしたところであります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第83号専決処分の承認を求めるについて、令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,360万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,060万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第83号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

専決予算書をごらんください。

2ページをお願いいたします。

専第13号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和元年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,060万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法第179条第1項の規定により村長専決する。

令和元年10月25日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

2. 歳入

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,360万円。

10ページをお願いいたします。

3. 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費125万円。

9款1項消防費2目消防施設費135万円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費400万円。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費1,700万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第84号 大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第84号大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第84号大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により導入される会計年度任用職員の給与及び費用弁償について新たに条例を定めるものであり、詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第84号大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について。

大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

大蔵村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

以下につきまして、過日開催された全員協議会で御説明をさせていただきましたので、詳細については割愛をさせていただきたいと思っております。

目的について、第1条に規定をしております。

給与関係について、第2条から第5条に規定をしております。

費用弁償について第6条から第8条まで、第9条については委任事項でございます。

本文に戻ります。次のページをごらんください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第85号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本村関係条例について所要の整備を行うため、新たに条例を定めるものであります。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第85号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

この議案につきましても全員協議会で御説明をさせていただきましたので、詳細については割愛させていただきます。

会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、10件の関係条例を一括して改正する条例を設定したものでございます。

次のページをごらんください。本文に戻ります。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第86号 大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第86号大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第86号大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例の設定について。

この議案は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設として明確化するため、新たに条例を定めるものであります。

詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第86号大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例の設定について。

大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例を次のように制定する。

大蔵村放課後児童クラブ施設設置条例。

本文につきましては、先日の全員協議会のほうで説明しておりますので、割愛させていただきます。

提案理由を申し上げます。

提案理由。大蔵村立大蔵小学校に就学している児童の放課後等において保護者が不在の家庭の小学校に就学している児童を保護し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、大蔵村

放課後児童クラブ施設を設置するものであります。

本文に戻りまして、次のページをお願いします。

附則。この条例は、令和2年3月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議第87号 大蔵村森林環境譲与税基金条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第87号大蔵村森林環境譲与税基金条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第87号大蔵村森林環境譲与税基金条例の設定について。

この議案は、森林環境譲与税を原資として森林の整備及びその促進に関する施策に要する財源に充てることを目的とした新たな基金を設置するものであります。

詳しい内容につきましては産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第87号大蔵村森林環境譲与税基金条例の設定について。

大蔵村森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

大蔵村森林環境譲与税基金条例。

本文を省略し、主要部分について御説明を申し上げます。

この条例は、森林環境譲与税の新設に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策に要する財源を目的として、同税を原資とする基金を設置するため、その管理、運用等について必要事

項を定めたものです。

第2条に基金積立金額、第3条に管理方法、第4条及び第5条には運用、第6条には処分について、それぞれ必要な事項を定めたものです。

本文に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第88号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第88号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、村の特別職の給与を改正するものであります。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第88号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

この議案につきましては、特別職の期末手当を0.05カ月引き上げるための改正でございます。

本文に戻ります。

附則。施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

期末手当の内払。3、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第89号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第89号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の人事院及び山形県人事委員会の勧告を受け、村一般職の給与の改正を行う

ものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第89号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

内容について御説明をいたします。

まず初めに、時間外勤務手当の算出基礎額に寒冷地手当を含める改正でございます。

次に、一般職の給料表を改定する内容でございます。平均しますと0.1%の引き上げというふうになります。

次に、勤勉手当の0.05カ月分の引き上げでございます。

最後に、国に準拠した住宅手当の下限と上限の引き上げでございます。

本文に戻ります。

附則。施行期日等。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年1月1日から、第3条の規定は令和2年4月1日から施行する。

第1条の規定による改正後の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給与の内払。3、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議第 90 号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第90号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第90号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正では、主に個人村民税の地方税法改正に合わせての条例改正でございます。

内容につきましては、過日、議員全員協議会で詳細説明をさせていただきましたので、説明を割愛させていただきたいというふうに思います。

本文に戻ります。

下段のほうになりますけれども、附則。

施行期日。第1条、この条例は、令和2年1月1日から施行する。

村民税に関する経過措置。

第2条、改正後の大蔵村税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第27条第6項の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行日以後に令和2年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2、令和2年新条例第28条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大蔵村税条例第27条第1項に規定する給与に

ついて提出する令和2年新条例第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

次のページをお願いいたします。

3、令和2年新条例第28条の3第1項の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第91号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第91号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第91号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例。

大蔵村印鑑条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、女性活躍推進の観点から、例えば婚姻後も旧氏の印鑑登録が可能であったり、また、外国人の通称名で印鑑登録が可能など、印鑑登録証明や、本条例にはございませんが、住民票やマイナンバーカード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴うものでございます。

内容につきましては、過日こちらにつきましても議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきたいというふうに思います。

本文に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第92号 大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第92号大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、藤田沢農村公園を普通財産とし、土地の有効活用を図るため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第92号大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村農村公園の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表藤田沢農村公園の項を削る。

附則。この条例は、令和元年12月20日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由を申し上げます。

藤田沢農村公園を普通財産とし、土地の有効利用を図るため、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議の上、御可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第93号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第93号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第93号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消費税率及び地方消費税率の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

- 地域整備課長（高山和広君） 議第93号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

大蔵村道路占用料徴収条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

附則。この条例は、令和2年1月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第94号 副村長の選任に同意を求めるについて

- 議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第94号副村長の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

この件につきましては、議会運営上、安彦加一氏には除斥として議場から退場を求めます。

〔副村長 安彦加一君 退場〕

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号副村長の選任に同意を求めるについて。

この議案は、副村長の安彦加一氏が令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、大蔵村大字南山454番地の4、安彦加一氏を副村長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これから議第94号に対する採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木君徳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

〔副村長 安彦加一君 入場〕

---

日程第13 議第95号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第95号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第95号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億8,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,860万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページをお開き願います。

議第95号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和元年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,860万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、6ページをお開きください。

第2表地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債。

補正前の限度額3,870万円、補正後の限度額4,670万円。

合計が、補正前が3億9,180万円、補正後が3億9,980万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

10ページをお願いいたします。

2. 歳入

14款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金1,600万円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金8,000円。5目教育費国庫補助金2万4,000円の減。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金143万2,000円の減。

17款1項寄附金1目一般寄附金9,500万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,000万円の減。3目ふるさと大蔵村応援基金繰入金9,500万円。

20款諸収入4項5目雑入544万8,000円。

21款1項村債、次のページをお願いいたします。9目災害復旧債800万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項1目議会費19万8,000円。

補足説明をさせていただきます。右側の節になります。2節、3節、4節については、以後、各款項目に出てきますが、これは給与改定によるものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費237万3,000円。2目文書広報費、これは財源内訳の変更でございます。3目財政管理費9,500万円。6目企画費4,289万4,000円。9目情報システム費300万円。次のページをお願いいたします。10目村営バス事業費30万8,000円。

2項徴税費1目税務総務費77万9,000円。2目賦課徴収費16万7,000円。

3項1目戸籍住民基本台帳費25万円。

次のページをお願いいたします。

5項2目統計調査費、こちらは財源内訳の変更でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費79万1,000円。2目国民年金費2万1,000円。3目老人福祉費321万2,000円。4目障害福祉費4万4,000円。5目国民健康保険費2万円。6目福祉医療費83万6,000円。

13節委託料ですけれども、説明させていただきます。子育て支援医療システム改修業務委託料で、高校生までの医療費無料化に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費127万円。2目児童福祉施設費321万円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費230万6,000円。4目予防費8万円。次のページをお開きください。5目健康づくり推進費1万8,000円。

2項清掃費1目清掃総務費2万6,000円。

3項1目簡易水道費95万5,000円の減。

5款労働費1項労働諸費1目労働費40万円。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費112万円。3目農業振興費119万4,000円。

2項林業費1目林業総務費9万円。

7款1項商工費1目商工総務費5万6,000円。

3項観光費10万円の減。

次のページをお願いいたします。

2項1目地域活性化促進費531万5,000円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費406万2,000円の減。

2項道路橋りょう費2目道路維持費500万円。次のページをお願いいたします。3目道路新

設改良費 1 万5,000円。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費123万3,000円。

9 款 1 項消防費 1 目非常備消防費 3 万3,000円。 2 目消防施設費、これは財源内訳の変更で  
ございます。 4 目危機管理費13万5,000円。 5 目防災無線管理費 8 万円。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費32万9,000円。 3 目スクールバス運行管理費360万円  
の減。

2 項小学校費 1 目学校管理費 7 万7,000円。 2 目学校教育費5,000円。 5 目学校給食費 1 万  
9,000円。

次のページをお開きください。

3 項中学校費 1 目学校管理費11万1,000円の減。 5 目学校給食費11万6,000円の減。

11 款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費2,503万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな  
いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前 1 0 時 5 7 分 休憩

---

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第 1 4 議第 9 6 号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2  
号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第96号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第96号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から89万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,745万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の36ページをお願いいたします。

議第96号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,745万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

42ページをお願いいたします。

2. 歳入

3款1項1目繰入金95万5,000円の減。

7款分担金及び負担金1項分担金1目水道事業費分担金6万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費23万1,000円の減。

2項水道布設費1目簡易水道布設費21万7,000円の減。

3款諸支出金1項償還金及び還付金1目水道使用料還付金44万7,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第97号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補  
正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第97号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別  
会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予  
算（第3号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に123万3,000円を追  
加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,653万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございま  
すが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださ  
いますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の48ページをお願いいたします。

議第97号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定め  
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ1億6,653万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算  
の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

54ページをお願いいたします。

2. 歳入

3款1項1目繰入金123万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費123万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第98号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第98号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に28万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,950万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の60ページをごらんください。

議第98号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

63ページをごらんください。

第2表地方債補正。

変更であります。

起債の目的、過疎対策事業債。

補正前の限度額1,680万円、補正後の限度額1,630万円。

合計、補正前の限度額1,680万円、補正後の限度額1,630万円。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

68ページをごらんください。

## 2. 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入20万円の減。 3 目後期高齢者診療収入20万円の減。

3 款県支出金 1 項 1 目県補助金28万3,000円の減。

4 款 1 項 1 目繰入金146万3,000円。

7 款 1 項村債 1 目診療債50万円の減。

70ページをごらんください。

## 3. 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費28万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議第99号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第99号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第99号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,052万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,850万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 74ページをお開きください。

議第99号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,850万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

80ページをお開きください。

2. 歳入

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料242万1,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金237万5,000円。

2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）12万5,000円。  
3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）20万2,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金256万5,000円。 2 目地域支援事業交付金13万5,000円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金118万7,000円。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 6 万2,000円。  
2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）10万1,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金135万2,000円。

次の次のページをお開きください。84ページになります。

### 3. 歳出

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費800万円。 6 目居宅介護サービス計画給付費120万円。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費30万円。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援サービス事業費 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費50万円。

次のページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費39万5,000円。 4 目生活支援体制整備事業費13万円。

以上、よろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第100号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第100号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第100号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算(第1号)。

この議案は、団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,707万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,037万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長(高山和広君) それでは、補正予算書の90ページをお開きください。

議第100号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度大蔵村の団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,707万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,037万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

96ページをお願いいたします。

## 2. 歳入

1 款 1 項 事業収入 1 目 不動産売払収入1,707万1,000円。

2 款 1 項 1 目 繰越金3,000円。

次のページをお願いします。

## 3. 歳出

1 款 1 項 1 目 団地造成事業費93万4,000円の減。

2 款 1 項 公債費 1 目 元金1,840万1,000円。 2 目 利子39万3,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 常任委員会付託の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、常任委員会付託の請願に入ります。

整理番号第2号（請願）次期食料・農業・農村基本計画に関する請願書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。海藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（海藤邦夫君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 12月6日

事件の番号 整理番号第2号

請願書 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

請願者 山形県新庄市大字福田字福田711番13

もがみ中央農業協同組合 代表理事組合長 安食賢一

もがみ中央農協農政対策本部 本部長 安食賢一

令和元年12月5日の本会議において当委員会に付託になりました整理番号第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」について、12月6日に委員会を開催し慎重に審査した結果、今後も食料安全保障の確立を図るため、基本政策を確立する観点から生産面、消費面から、その対策を明記し具体的な取り組みの必要があるとの意見が一致し、採択と決定いたしました。

審査結果 採択

では、第2号の審査をしてから第3号に移りたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決することに決し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

整理番号第3号（請願）小規模企業振興基本条例の制定を求める請願書を議題といたします。  
産業建設常任委員長の報告を求めます。海藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（海藤邦夫君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号 整理番号第3号

請 願 書 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願

請 願 者 山形県最上郡最上町大字向町584

もがみ南部商工会 会長 佐藤 隆

令和元年12月5日の本会議において当委員会に付託になりました整理番号第3号「小規模企業振興基本条例の制定を求める請願」について、12月6日、委員会を開催し慎重に審査した結果、小規模企業の地域経済における雇用の確保などの重要性から、小規模企業対策の一層の推進を図る必要があるとの意見が一致し、採択と決定いたしました。

審 査 結 果 採 択

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第20 議員発議

○議長（鈴木君徳君） 日程第20、発議第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願についてを議題といたします。

提案者である海藤邦夫議員より提案理由の説明を求めます。海藤邦夫議員。

○6番（海藤邦夫君） 発議第2号

令和元年12月6日提出

大蔵村議会議長 鈴木君徳殿

提出者 大蔵村議会議員 海藤邦夫  
賛成者 大蔵村議会議員 加藤忠己  
賛成者 大蔵村議会議員 長南正一  
賛成者 大蔵村議会議員 矢口 智  
賛成者 大蔵村議会議員 斉藤光雄

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出します。

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書

我が国は飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にあるさまざまなリスクを認識することが難しくなっている。

そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村計画にある不測時の食料安全保障にとまらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要がある。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われているが、見直しに当たっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面及び消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的な取り組みを進めることが必要である。

については、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、下記のとおり強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下、お手元にお渡しの資料のとおりでございます。

令和元年12月6日

大蔵村議会議長 鈴木君徳殿

(提出先)

内閣総理大臣 安倍晋三殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 高市早苗殿

文部科学大臣 萩生田光一殿

農林水産大臣 江藤 拓殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号小規模企業振興基本条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

提案者である海藤邦夫議員より提案理由の説明を求めます。海藤邦夫議員。

○6番（海藤邦夫君） 発議第3号

令和元年12月6日提出

大蔵村議会議長 鈴木君徳殿

小規模企業振興基本条例の制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出します。

小規模企業振興基本条例の制定を求める意見書

もがみ南部商工会地域では、730余の商工業者があり、中でもその9割を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であります。人口減少、少子高齢化、大型店との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化など、課題を抱えている状況にある。

平成26年6月27日、国は小規模企業振興の基本原則として、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づける小規模企業振興基本法が制定

され、基本法第7条及び基本法に基づく小規模企業振興基本計画（平成26年10月）では、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されました。

大蔵村においても、小規模企業振興基本条例を制定し、地方行政の中に小規模企業振興を明確に位置づけていただくことが極めて重要であり、必要と意見が一致しました。

については、小規模企業対策の一層の推進を図るため「事業の持続的発展」や「小規模企業振興に関する基本計画の策定」を盛り込んだ別紙の小規模企業振興基本条例の制定について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

大蔵村議会議長 鈴木君徳殿

(提出先)

大蔵村長 加藤正美殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 済みません。大変委員長には申しわけないんですが、先ほどの議案なんですけれども、鈴木君徳議長が発信で「殿」というのは記録に残ってしまうと思うので、訂正いたします。（「訂正いたします。では、訂正いたします」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後0時00分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員